令和３年度教育委員会定例会会議録

【日時】　令和４年２月８日（火）
【開会】　１４時００分
【閉会】　１７時３９分
【場所】　教育文化会館　第６・７会議室

【出席委員】

教育長　小田嶋　満
教育長職務代理者　岡田　弘
委　員　高橋　美里
委　員　岩切　貴乃
委　員　石井　孝
委　員　田中　雅文

【出席職員】

総務部長　森　有作
生涯学習部長　岸　武二
教育政策室長　田中　一平
総合教育センター所長　佐藤　公孝
教育政策室担当部長　荒木　孝之
庶務課長　日笠　健二
職員部長　小澤　毅夫
庶務課担当課長　瀬川　裕
学校教育部長　大島　直樹
教育政策室担当課長　二瓶　裕児
健康給食推進室長　鈴木　徹

指導課担当課長　五味　博
指導課長　細見　勝典
文化財課長　服部　隆博
指導課係長　新津　尚之
文化財課課長補佐　栗田　一生
多摩区・教育担当担当課長　小川　幸
教育政策室担当係長　武田　雅規
宮前区・教育担当指導主事　南　奈保美
教育政策室担当係長　葛山　久志
生涯学習推進課長　箱島　弘一
教育政策室職員　横井　勇人
生涯学習推進課担当課長　山口　弘
教育政策室職員　佐藤　恵
生涯学習推進課担当係長　萩原　周子
教育政策室担当課長　永石　健
中原図書館長　小島　久和
教育政策室担当係長　伊丹　裕子
健康給食推進室担当課長　大島　健之
情報・視聴覚センター室長　栃木　達也
健康給食推進室担当課長　末木　琢郎
情報・視聴覚センター担当課長　関口　大紀
健康給食推進室担当課長　北村　恵子
情報・視聴覚センター担当課長　添野　雅美
健康給食推進室担当係長　間山　篤史
情報・視聴覚センター担当係長　佐藤　晃
生涯学習推進課担当係長　関　裕史
情報・視聴覚センター職員　山森　大史
生涯学習推進課職員　小林　美帆
情報・視聴覚センター指導主事　草柳　譲治
庶務課係長　桑原　佑輔

調査・委員会担当係長　長谷山　大介
書記　畑山　拓登

【署名人】　委員　岩切　貴乃　　委員　石井　孝

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

（１４時００分　開会）

１　開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

２　開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、１４時００分から１７時００分までといたします。

３　傍聴　（傍聴者　０名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第１３条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

４　非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項Ｎｏ．２から報告事項Ｎｏ．５及び議案第４１号から議案第４３号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

なお、これらの報告及び議案につきましては、議会への報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

５　署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第１５条の規定により、本職から指名いたします。

岩切委員と石井委員にお願いいたします。

６　報告事項Ｉ

報告事項Ｎｏ．１　教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

初めに、報告事項Ｉに入ります。

「報告事項Ｎｏ．１　教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

それでは、報告事項Ｎｏ．１「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明いたします。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第３条第１項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、「１　臨時代理した事項」につきましては、令和３年５月１８日の教育委員会にお諮りし、承認していただいております「令和４年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱」の一部を改正して、「(２)」のとおり、「新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者となったことにより、すべての適性検査を受検できなかった志願者を対象として『特例による検査』を実施する。」ものでございます。

次に、「２　臨時代理を行った日」は、令和４年１月２７日でございます。

次に。「３　臨時代理を行った理由」につきましては、「特例による検査」の実施に関して、受検者である小学生及び保護者に早期に周知する必要がございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

１枚おめくりいただき、資料１「新旧対照表」をごらんください。右の欄が改正前、左の欄が改正後でございます。改正後の欄をごらんください。変更点でございますが「４　検査方法」の「(４)」として「特例による検査」の実施につきまして、新たに追記させていただいたものでございます。

１枚おめくりいただき、資料２「特例による検査　実施要領（一部抜粋)」をごらんください。こちらは、この改正要綱に基づき作成した実施要領の一部を抜粋したものでございます。初めに、「２　検査の方法等」につきまして、令和４年２月２３日に神奈川県立総合教育センターで適性検査を実施します。この検査は、神奈川県及び横浜市と合同で実施いたします。

次に、「３」の「イ　合格発表日」でございますが、令和４年２月２８日でございます。「特例による検査」の実施に関しましては、川崎市教育委員会のホームページに掲載するとともに、川

崎高等学校附属中学校の志願者へ個別に郵送し周知しております。
　１枚おめくりいただき、資料３といたしまして、改正後の要綱となりますので、後ほど御確認ください。
　説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】
　御質問等はございますでしょうか。
　岩切委員。

【岩切委員】
　１つ質問です。小学校のほうに連絡をしたというふうに言われたのですけれども、これで志願者の方たち全員には伝わるようになっているのでしょうか。

【五味指導課担当課長】
　志願者全員に、個人宛に全部郵送で、４８９名の方全てに郵送で送らせていただきました。

【小田嶋教育長】
　よろしいですか。ほかにございますか。
　高橋委員。

【高橋委員】
　申請方法のところが２段階になっていると思うのですけれども、資料２の１枚目の志願手続のところ、「ア」と「イ」があって、それが両方混ぜて連絡を３日にして、さらに１６日に申請書を提出して、受けるかどうか決まるということで合っていますか。

【五味指導課担当課長】
　はい、そのとおりでございます。

【高橋委員】
　まだ、いろいろ未定なところはあると思うのですけれども、コロナの状況も予断を許さないので、もし受けられないお子さんがいらっしゃった場合に、ちゃんと受けられるようにというか、実施していただければと思いますので、よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】
　はい、ほかには。よろしいでしょうか。
　それでは、報告事項Ｎｏ．１について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】
　＜承認＞

【小田嶋教育長】
　それでは、報告事項Ｎｏ．１は承認といたします。

７　議事事項Ｉ

議案第３９号　「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」の川崎市重要歴史記念物指定に係る諮問について

【小田嶋教育長】
　続いて、議事事項Ｉに入ります。
　「議案第３９号　『文永四年銘阿弥陀如来種子板碑』の川崎市重要歴史記念物指定に係る諮問について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

【服部文化財課長】
　議案第３９号「『文永四年銘阿弥陀如来種子板碑』の川崎市重要歴史記念物指定に係る諮問について」御説明いたします。
　初めに、指定候補の文永四年銘阿弥陀如来種子板碑をごらんいただきたく存じます。議案第３９号資料の３ページをお開きください。東光院本堂内に安置されております文永四年銘阿弥陀如来種子板碑の写真でございます。
　議案書にお戻りください。「１　諮問内容」でございますが、「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」は、最大の高さ１６５．４センチメートル、最大の幅４０．２センチメートル、最大の厚さ４．０センチメートルで、上端部の頭部山形から基部まで、ほぼ完形をとどめています。板状に加工した緑泥片岩を素材として、頭部を山形に整形し、二条線を刻んだ下に、梵字で表した阿弥陀如来の種子と蓮華座を彫り込み、さらにその下に「文永四年丁卯三月十五日」、鎌倉時代、１２６７年の紀年銘が刻まれております。本板碑は、昭和１５年、１９４０年に麻生区岡上字開戸で行われていた堰の改修工事中に発見されたもので、表裏両面の板状の加工や二条線、種子、蓮華座の彫りは非常に丁寧で、市域から出土した板碑としては最大で最古の板碑です。このたび、宗教法人東光院代表役員福井一光様から、令和４年１月１７日付で指定申請書が提出されましたことから、川崎市文化財保護条例第３条第２項に基づき、「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」を川崎市重要歴史記念物として指定することについて、川崎市文化財審議会に諮問するものでございます。
　次に、「２　市重要歴史記念物　指定候補」でございますが、「名称及び数量」は文永四年銘阿弥陀如来種子板碑１基、「所在地」は川崎市麻生区岡上２－１２－１の東光院、「所有者」は宗教法人東光院代表役員福井一光様、「指定区分」は川崎市重要歴史記念物、「年代」は文永４年、１２６７年、「法量」は記載のとおりでございます。
　次に、２ページをごらんください。諮問書（案）でございます。本日、御承認をいただきましたら、案のとおり、川崎市文化財審議会に諮問し、手続を進めてまいります。
　再度、参考資料をごらんいただき、１ページをお開き願います。「『文永四年銘阿弥陀如来種子板碑』の概要」でございますが、「１　板碑とは」、「２　文永四年銘阿弥陀如来種子板碑について」は記載のとおりでございます。「３　評価」でございますが、文永四年銘阿弥陀如来種子板碑はほぼ完形で、市域から出土した板碑としては最大で最古の板碑です。大型で丁寧な加工や彫りから、

造立者は在地の有力層と推測されます。以上の点から、本板碑は中世における岡上地域の歴史性を表している重要な板碑として文化財的価値が高いものと学術的に評価されております。

なお、このほかに、２ページには提出されました「指定申請書」の写し、また、４ページには、学識者により中世史の観点から本板碑の文化財的価値について評価いただいた「指定調書」を添付してございますので、併せて御参照いただければと存じます。

説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

石井委員

【石井委員】

平成２８年に申請者のほうで保管がされたということで、そこから５年ほど申請までにかかっているのですが、これは何か理由があるのですか。

【服部文化財課長】

平成２８年に、地元の個人の方がそれまで保管をされていらっしゃったのですけれども、個人の方では、なかなかこれ以上、良好な形で保管し切れないということで、東光院さんに御寄進をされて、東光院さんでお受けいただいたということでございますが、それから、これだけ重要な最大で最古の板碑でございますので、市の重要歴史記念物にしてほしいという希望が地元のほうから少しずつ盛り上がってまいりまして、その機を熟して、今回、東光院さんのほうで、それではということでお受けいただいたのに約６年間、そうした地元の熱い思いを受け入れということで、私ども理解しておるところでございます。

【小田嶋教育長】

ほかにございますか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうもありがとうございました。本当にすばらしいものだと思うのですけれども、この手続きについて、よく分からないので教えていただきたいのですが、通常、このようなものは、所有者の方から自発的に指定をしていただきたいということで申請されるものなのか。あるいは、こういうものがあるというのは、今、お話があったように、地域の中ではかなり知られていて、それを行政としても把握している場合に、教育委員会のほうからお願いして、これを指定に申請するようにというようなことも手続上はあり得るのでしょうか。その辺り、もし差し障りない範囲で教えていただけるとありがたいです。

【服部文化財課長】

それでは、「議案第３９号　資料」の６ページをごらんいただければと存じます。関係条例・規則でございますが、この下の段の川崎市文化財保護条例施行規則第２条による指定を受けようと

するものは、指定申請書に最近の写真、その他必要な書類を添えて、川崎市教育委員会に申請しなければならないということになっておりまして、基本的には、所有者がこの指定を受けようとするものということで申請をすることになってございます。

通常、所有者以外の者の場合には、所有の権限を有する者の同意を添えて申請をするということもあり得るのですけど、通常は所有者が申請するということになっております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第３９号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【小田嶋教育長】

それでは、議案第３９号は原案のとおり可決といたします。

議案第４０号　通学区域の一部変更について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第４０号　通学区域の一部変更について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【二瓶教育政策室担当課長】

教育政策室でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第４０号「通学区域の一部変更について」御説明いたします。

資料１ページをごらんください。「１　変更内容」でございますが、現在、南野川小学校を指定校としております宮前区野川台１丁目の一部につきまして、西野川小学校を指定校として変更するものでございます。

「２　変更理由」でございますが、令和３年１２月に野川台１丁目から３丁目を活動エリアとする野川台自治会から当該変更対象地区につきまして、通学区域の変更要望があったものでございます。２ページの資料で、周辺図をごらんいただきますと、位置関係をマップ上に落とし込んでおりますので、こちらにて御説明をさせていただきます。今回の変更対象地区は、資料真ん中の丸く点線で囲んでおります２か所でございまして、野川台１丁目５番、それから２５番でございます。青い実線が変更前の小学校区、黄色で囲んでいるエリアが宮前区野川台１丁目から３丁目を活動エリアとする野川台自治会を示しております。これまでの対応経過でございますが、令和３年１２月に野川台自治会会長から当該変更対象地区につきまして、「野川台自治会エリアでありながら、古くから南野川小学校が指定校となっている。自治会の様々な地域活動は、西野川小学校及び野川中学校を拠点として行っており、変更対象地区についても西野川小学校及び野川中

学校が生活圏内の中心的位置づけとなっている。今回の要望は、変更対象地区の全ての世帯が希望している」との申出がございました。その後、実際に現地を歩き、状況を確認するとともに、関係する学校からも意見聴取を行ってまいりました。

１枚おめくりいただきまして、３ページをごらんください。当該変更地域を拡大したものでございます。上段の「１　野川台１丁目５番」をごらんください。黒い実線が現在の通学区域のラインとなっておりまして、赤い実線が変更後の通学区域のラインでございます。当該地域の状況でございますが、こちらには５世帯ございまして、就学している児童が３名おります。ただし、中学校生徒及び未就学児童はこちらにはおりません。なお、就学児童３名いずれも、今回の対象の小学校とは別の近隣小学校へ指定変更している状況にございます。

次に、下段の「２　野川台１丁目２５番」でございますが、こちらは７世帯ございまして、就学児童・生徒及び未就学児童はいない状況となってございます。

恐れ入ります、１ページにお戻りください。「３　施行日」でございますが、令和４年４月１日から施行するものでございます。なお、現在、指定変更によりまして、近隣小学校に通学している児童につきましては、転校の必要はございません。また、指定中学校の変更もございません。

「４　その他」でございますが、このたびの地域からの変更要望につきましては、自治会長によりまして当該区域の関係住民の意向を確認し、全ての住民が変更希望であることを確認しているところでございます。我々教育委員会といたしましても、この自治会長とお会いしながら、今回の手続について進めてきたところでございます。

最後に、本議案につきまして議決いただきましたら、就学事務手続を行う区役所をはじめ、関係各課へ周知するとともに、本市ホームページに掲載している通学区域表や通学区域図も併せて修正してまいります。

説明は、以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等ございますでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

細かいことでお聞きしたいと思います。どうしてこのようになったかというのを、今、ちょっと考えていたのですけども、もともとの通学区域は、道路を基本にしていたために、例えば、３ページの上の⑤ですか。５番の住所のところは、南野川小学校へなっていく。ただ、自治会の範囲としては、この部分まで含まれていると。その後、住宅ができてきたので、自治会の範囲の土地でありながらも、隣の校区に入っているので、これを自治体の活動と連動させる形で、この西野川小学校の学区域にしたいというような解釈でよろしいでしょうか。

【二瓶教育政策室担当課長】

過去の経緯が残っておりませんが、南野川小学校は、昭和４８年に野川小学校から分離し、移設をしております。西野川小学校につきましては、昭和５５年に、これも野川小学校から分離している状況にございます。その際に、通学区域というものを定めて、ただし、通学区域の設定に当たりましては、通学の距離であるとか、通学上の安全性、地域への影響を考慮しながら、地域

や保護者の方から御意見を伺いながら設定してきた経過がございます。確かに、かつてそこが例えば道路だとか、そもそもここが例えば住宅がなく山林であったとか、いろいろな要素がかつてはあったかもしれませんが、現時点では、古い資料が追いかけることができませんでした。そういった通学区域の設定に当たっては、地域の声を聞きながら設定してきたところではございますが、このような形で残っていたというところで、自治会長から御要望がありまして、確かに自治会のエリアと学校のエリアが異なっているということで、今回に至った次第でございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

岩切委員。

【岩切委員】

同じく３ページのところで質問があります。上のほうの⑤の地区に関してなんですが、近隣小学校へ指定変更済みという御説明がありました。これは、本来であれば南野川小学校に行くべきところを指定変更して、既に西野川小学校に通っているという意味でしょうか。この辺を教えてください。

【二瓶教育政策室担当課長】

こちらは、今までは南野川小学校が通学区域になるのですが、実は、西野川でもなく、別のマップ上の左側にある宮崎小学校、有馬小学校、このように近隣のこちらの小学校のほうに指定変更している状況にございます。ですので、ここの世帯の３名の児童が、実は西野川小学校に行っている人は、現状では一人もいないという状況になります。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにございますか。

高橋委員。

【高橋委員】

御説明ありがとうございました。私も自治会が幾つか小学校にまたがっているところに住んでいて、自治会というのは、防災のときの基本の組織になるので、避難場所といつも行っている小学校が違うとか、そういうのはすごく良くないことだなと思っていたので、このように地元の生活ですとか、防災の関係等、その学校がリンクされるというのはすごく良かったなと思いますので、本当にありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第４０号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【小田嶋教育長】
それでは、議案第４０号は原案のとおり可決といたします。

【小田嶋教育長】
以下、非公開の案件になります。

＜以下、非公開＞

８　報告事項Ⅱ

報告事項Ｎｏ．２　「第２次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第３期実施計画（案）」について

【小田嶋教育長】
続いて、報告事項Ⅱに入ります。
「報告事項Ｎｏ．２　『第２次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第３期実施計画(案)』について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【二瓶教育政策室担当課長】
教育政策室でございます。よろしくお願いいたします。それでは、報告事項Ｎｏ．２「『第２次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第３期実施計画(案)』について」御説明いたします。
かわさき教育プラン第３期実施計画につきましては、昨年１１月９日の教育委員会会議におきまして、計画素案について報告をさせていただきました。その後、１か月の期間、パブリックコメント手続を実施いたしました。また、教育プランと並行して策定作業が進んでおります「川崎市総合計画第３期実施計画（案)」や「令和４年度予算案」とも整合を図りながら、計画案策定に向けた作業を進めてまいりました。本日は、パブリックコメント手続の実施結果及び「かわさき教育プラン第３期実施計画（案)」について、御報告させていただきます。
初めに、資料１「第２次川崎市教育振興基本計画　かわさき教育プラン第３期実施計画素案に対するパブリックコメント手続の実施結果について」をごらんください。中段の「２　意見募集の概要」でございますが、本計画の素案に対し、令和３年１１月２２日から１２月２１日までの３０日間、本市ホームページへの掲載や各区役所等にて周知を行いまして、パブリックコメント手続より意見募集を行ってまいりました。
下段の「３　結果の概要」でございますが、意見提出数１１通、意見件数３６件でございました。
２ページをごらんください。「４　御意見の内容と対応」でございますが、意見募集の結果、市学習状況調査に関する御意見、学校司書の配置、教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進、図書館の充実などに関する御意見が寄せられました。頂いた御意見は、その趣旨が素案に沿ったもののほか、今後の取組を進めていく上で参考とするもの、素案に対する御要望、御提案であることから、内容を分かりやすく伝えるための追記などを行った上で、「第２次川崎市教育振興基本計

画　かわさき教育プラン第３期実施計画（案）」として取りまとめをいたしました。頂きました御意見に対する市の考え方の区分につきましては、資料中段以降にまとめておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

３ページをごらんください。「５　意見の概要と意見に対する本市の考え方」に沿って、お寄せいただきました御意見の中から、主なものを御説明いたします。まず、「（１）」の計画全般に関する御意見は４件ございまして、主なものといたしましては、１番で、教育プラン実行に足る予算を確保してほしいという御意見がございまして、今後の取組を進めていく上で参考としてまいります。次に、４ページをごらんください。「（２）」の基本政策１に関する御意見は１件ございまして、先生と生徒の人間関係に関しての御意見を頂きました。本市が進めるキャリア在り方生き方教育を着実に進め、共生、協働精神を育んでまいります。次に、「（３）」の基本政策２に関する御意見は９件ございまして、主なものといたしましては、６番では、オンライン授業の整備を早く進めていただきたいとの御意見を頂きました。昨年８月の緊急事態宣言下におきまして、授業配信による家庭での学習支援に努めてきたところでございまして、今後も、やむを得ず登校できない場合における家庭での学びの保障に努めてまいります。次に、５ページをごらんください。８番では、中学校における少人数学級の必要性、９番では公立高校へのＧＩＧＡ端末の配備についての御意見を頂きました。１枚おめくりいただきまして、６ページをごらんください。１１番では、市学習状況調査の対象学年の拡大に関する御意見を、また１枚おめくりいただきまして、７ページの１２番・１３番では、学校司書の配置や学校図書館についての御意見を頂きました。８ページをごらんください。「（４）」の基本政策３に関する御意見は１件ございまして、教育的ニーズに対する御意見を頂きました。続きまして、「（５）」の基本政策５に関する御意見は４件ございまして、１７番では、教職員の働き方・仕事の進め方改革を早急に、また確実に進めてほしいとの御意見を頂きました。教職員の負担軽減の施策を実施し、学校教育の充実を図ってまいります。次に、９ページをごらんください。「（６）」の基本政策６に関する御意見は４件ございました。２０番では、地域の寺子屋事業への市民参加について御意見を頂きました。１枚おめくりいただきまして、１０ページをごらんください。２１番では市民館事業における企業連携等に関すること、また、１１ページに移りまして、２３番では市民館自主企画事業についての御意見を頂いたところでございます。１２ページをごらんください。「（７）」の基本政策７に関する御意見は８件ございまして、２５番から、１枚おめくりいただきまして、１３ページの２６番、また、恐れ入ります、１枚おめくりいただきまして、１４ページの２７番では新たな図書館の整備について御意見を頂きました。最後に、１６ページをごらんください。「（８）」のその他の御意見でございますが、５件ございまして、性教育に関することやＰＴＡの活動等に関する御意見がございました。以上、主な御意見を紹介させていただきました。頂きました御意見に対し、それぞれ本市の考え方を右側に記載してございますので、詳細は後ほど御確認くださいますよう、お願いいたします。

続きまして、素案からの主な修正点を御説明いたします。資料２「かわさき教育プラン第３期実施計画素案からの主な修正点」をごらんください。初めに、「①」、総合計画第３期実施計画（案）や令和４年度予算案の策定状況に応じて、教育プラン第３期実施計画（案）におきましても、これらとの整合性を図りながら、一部修正を行ってございます。具体的には、「第３章　５　第３期実施計画期間の取組」における、各取組の年次計画におきまして、素案段階では計画期間４年間を一括して方向性をお示ししておりましたが、このたびの案におきまして、年度ごとの取組内容を具体化した表記として改めております。次に、「②」でございますが、基本政策ごとに、トピッ

クの内容を分かりやすく伝えるためコラムを掲載しております。次に、「③」でございますが、第５章といたしまして、語句説明等からなる資料編を追加いたしております。次に、「④」でございますが、素案に対して寄せられた御意見を参考に変更したものを下記にまとめております。１つ目は、市民館での事業等、社会教育における事業を時代の潮流に合わせたものにするため、「第３章　１　第３期実施計画に関する基本的な考え方」に示している「本市をめぐる国の動向や社会環境の変化」の１つである「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０の進展」に社会教育の課題を加筆したものでございます。２つ目は、子どもの問題は学校・家庭・地域が連携して対応していることから「第３章　１　第３期実施計画に関する基本的な考え方」に示している「対応すべき主な教育課題」の１つである「子どもの多様化するニーズへの対応」に家庭や地域との連携について加筆したものでございます。次に、２ページをごらんください。３つ目でございますが、ＳＤＧｓは市民館での事業等、社会教育事業においても重視すべき問題であるため、「第３章　２　第３期実施計画とＳＤＧｓの関係」の中の「（１）ＳＤＧｓ達成に貢献する教育の推進」「対応すべき主な教育課題」に社会教育の課題を加筆したものでございます。いずれの３点も、社会環境の変化等に対しまして、学校教育のみならず、社会教育の視点を加筆したものでございます。最後に「⑤」でございますが、その他、用語や数値の修正を行っております。資料２の素案からの主な修正点についての説明は以上でございますが、いずれも資料４の本編に反映してございますので、後ほど御確認くださいますようお願いいたします。

次に、資料３の概要版でございますが、こちらは素案の際にお示ししたものから、今後のスケジュールなどの時点修正を行っておりますが、内容の変更はございませんので、こちらにつきましても後ほど御確認をお願いいたします。

最後に、今後のスケジュールでございますが、引き続き、川崎市総合計画第３期実施計画（案）をはじめ、関係する行政計画等との整合を図りながら、細かなブラッシュアップなど、成案に向けた作業を進め、本日、報告をいたしました後、２月１０日には文教委員会のほうに報告をしまして、３月下旬に開催予定の教育委員会会議におきまして、議案としてお諮りする予定でございます。

報告事項Ｎｏ．２「『第２次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第３期実施計画（案）』について」の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

御説明ありがとうございました。それから、パブリックコメントへの丁寧で細かいフィードバック、ありがとうございます。

これは、具体的にはどのような形で御意見を頂いた方にフィードバックされるのでしょうか。

【二瓶教育政策室担当課長】

パブリックコメント手続の、この資料１「実施結果」、こちらがそれぞれ御意見を頂いた右欄に本市の考え方をお示ししてございます。そこにさらに右側にＡからＥまでの項目の中で、区分を

それぞれ振ってございます。こちらにつきましては、併せて報道のほうにお知らせするとともに、ホームページにて公表しております。
　以上でございます。

【小田嶋教育長】
　ほかにはいかがですか。
　田中委員。

【田中委員】
　変更点についてですが、社会状況について、オンラインとの関係であるとか、ＳＤＧｓ、そしてまた、大人の学びというのを強調していただき、大変ありがたいと思っております。ありがとうございました。
　それで質問ですけれども、パブリックコメントの結果、資料１について、こちらでまず基本政策の８に関しては、質問がなかったという理解でよろしいかということと、それから、私の感覚、経験だと、川崎１００万都市で、教育に関する総合的な計画のパブリックコメントで１１通というのはちょっと少ないような気がするのですけれども、ただ第２期の実施計画の時もこのような数値だったのか、これまでとの比較で何かありましたら教えていただきたいと思います。

【二瓶教育政策室担当課長】
　まず、基本政策８、こちらに関しましては、パブリックコメントで寄せられた御意見はございませんでした。
　今回、教育プランの１１通、３６件ということでございますが、同時期に実施しております総合計画、こちら同じような事業が総合計画の案にも記載されておりまして、こちらには、教育に関することが６９通、１３９件寄せられております。内容につきましては、やはり同様に、学習状況調査に関することであるとか、司書の配置や図書館について、また、総合計画とまた別のプランで、こども未来局が所管しております、「子ども・若者未来応援プラン」というのも、ほぼ、一斉に同じタイミングでパブリックコメントを実施しておりまして、こちらには１１件寄せられているところでございます。こちらについては、教職員の加配等の御意見がございました。ちなみに第２期実施計画の際に寄せられた件数というのが１７通、４７件でございました。
　今回、パブリックコメントの資料の中段にございます、意見募集の周知方法といたしまして、ホームページや各区役所等で行いまして、広報するとともに、我々職員が市のＰＴＡ連絡協議会や区のＰＴＡ協議会、それから、社会教育委員会議であるとか、地域教育会議のほうにも情報提供させていただいたのですが、今回の結果はこのような件数になってございます。
　以上でございます。

【田中委員】
　はい、分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】
　ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

【二瓶教育政策室担当課長】
補足を。

【小田嶋教育長】
補足をお願いいたします。

【二瓶教育政策室担当課長】
いろいろ御意見ありがとうございました。特に今回、修正点というところで、社会教育の視点を参考に修正をさせていただきました。
今日、この資料には掲載しておりませんが、口頭での御案内というか、お知らせになるのですけれども、この教育プラン策定作業でパブリックコメント手続と同時に、我々教育政策室といたしまして、ぜひ、子どもの意見をと思いまして、子どもにアンケートを取っております。実はまだ、現在、集計中でございまして、主な意見を口頭で御説明させていただきますと、一つ、小中学生にＳＤＧｓ、ゴールドパートナーにもなっておりまして、ＳＤＧｓの目標のうち、最も関心があるものを聞いています。このときに、上位から言いますと、まず、ゴール１６「平和と公正を全ての人に」、次点といたしまして、ゴール１４「海の豊かさを守ろう」、その次が「人や国の不平等をなくそう」、それから「ジェンダー平等を実現しよう」という形で、公正、それから平等といった回答が非常に多く寄せられていた。まだ細かく分析しているところではないのですが、我々が進めるキャリア教育であるとか人権尊重教育、こういったものがアンケートの中に反映しているのかなと考えているところでございまして、集計がまとまり次第しっかり分析していきたいと思っております。
また、もう１点、御案内させていただきますと、まさにデジタル化の流れとともに、各学校、令和２年度から一斉に始まったＧＩＧＡスクール構想でございます。実際、子どもたちのＧＩＧＡ端末を活用した学習について、ストレートに聞いています。良いか悪いかという形で聞いているのですが、９５％の小中学生からとても良い、良い、そのような御意見を頂いております。その理由といたしまして、非常に使いやすいということもあるのですが、すぐに調べることができる。また、意見交換がしやすく、みんなの意見を知ることができる。こういった回答が寄せられています。一方で５％、良くないと感じている児童・生徒もいまして、そこについては、重いとか、本を読む機会が減るかもしれない、こんな御意見も寄せられているところです。
あとは、併せて、これは高校生のほうにもＳＤＧｓのゴールは聞いておりまして、高校生になりますと、「ジェンダー平等を実現しよう」のほかには「飢餓をゼロにしよう」、それから、「気候変動に具体的な対策を」、視点が大分広くなっているなというふうに捉えております。この表を今、順次集計をしておりますので、また、改めて第３期実施計画の最終まとめの段階では、何らかの形でプランのほうに折り込んでいけたらと考えております。
以上でございます。

【小田嶋教育長】
ありがとうございました。
では、報告事項Ｎｏ．２について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】
＜了承＞

【小田嶋教育長】
それでは、報告事項Ｎｏ．２は承認といたします。

報告事項Ｎｏ．３　「第２次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針（案）」について

【小田嶋教育長】
次に、「報告事項Ｎｏ．３『第２次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針（案）』について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【永石教育政策室担当課長】
教育政策室担当課長の永石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、報告事項Ｎｏ．３「『第２次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針（案）』について」、御説明申し上げます。
報告事項Ｎｏ．３「【概要版】第２次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針（案）」の、まず、１ページをごらんいただきたいと存じます。川崎市教育委員会では、教職員の長時間勤務の是正と教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務遂行できるよう、平成３１年に「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定し、取組を推進してまいりました。
このたび、学校を取り巻く環境や第１次取組期間の状況を踏まえ、第２次の方針を案として取りまとめたものでございます。
「１　これまでの取組状況及び達成状況」をごらんください。「（１）主な取組状況」でございますが、３つの視点ごとに整理してございます。初めに、「視点１　学校における業務改善・支援体制の整備」では、外部の知見を活用した業務改善支援や、欠席等連絡システムの導入、学校給食費の公会計化などに取り組んでまいりました。次に、「視点２　チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保」では、教職員事務支援員等の小学校、中学校全校への配置や部活動指導員の全中学校への配置を進めるなど、人員体制の確保を進めてまいりました。次に、「視点３　働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進」では、意識改革につながる研修を実施するとともに、ＩＣカードによる出退勤管理を開始したところでございます。「（２）これまでの目標と達成状況」をごらんください。「①正規の勤務時間を超える在校等時間が１か月当たり８０時間を超える教職員をゼロにする」という目標につきましては、令和元年度の年間平均が９．５％、令和２年度が９．４％となりました。「②時間外在校等時間が１か月当たり４５時間を超える教職員を減少させていく」という目標につきましては、令和元年度が４３．７％、令和２年度が４０．２％となりました。２ページをお開きください。「（３）第１次取組期間の総括」といたしましては、学校現場からは、業務負担の軽減など、定性的な効果は上がっているとの声も多く、これまでの取組の効果は現れているものと考えております。また、本市では、国が示す取組項目を参考に順次実施

し、負担軽減の施策は一定程度実施してきているものと考えております。

次に、「２　教職員の勤務実態と学校を取り巻く環境等」の表２のグラフをごらんください。昨年夏の報告でもごらんいただいたものでございまして、令和元年度と２年度の時間外在校等時間を校種別に年度比較したものでございます。積み上げ棒グラフが令和２年度、積み上げ折れ線グラフが令和元年度を表しておりまして、それぞれ上が８０時間を超える割合、下が４５時間から８０時間以下の割合となります。下段にございます中学校のグラフをごらんいただきますと、４５時間を超える職員の割合が大きくなっており、特に８０時間を超える割合が、他の校種と比べ、通年で大きくなっております。続けて３ページをお開きいただきたいと存じます。中ほどの表３のグラフは、８０時間を超える割合を年代別で表しており、２９歳以下が最も割合が高くなっております。「③現状の考察」の教職員の勤務の実態についてでございますが、小学校は、学級担任の持ちコマ数等の軽減が必要であり、中学校につきましては、部活動指導業務の負担軽減が必要であると考えております。また、教職員の意識改革が不十分であり、長時間勤務の習慣化も見受けられているところでございます。４ページをごらんください。中ほどの「（３）条例改正・規則制定」でございますが、国が指針を策定したことを受け、本市におきましても、規則を制定し、時間外在校等時間の上限等を定めたところでございます。

「３　現状の課題」でございますが、方針に基づく取組により定性的な効果は生み出されつつあるものの、定量的な効果は限定的となっております。また、学校現場からは、一律の時間外在校等時間の縮減は、教職員のモチベーションへの影響を懸念する声もあり、長時間勤務の是正とモチベーションの維持向上のバランスを取りながら取組を進める必要がございます。本市では、負担軽減の施策は一定程度実施してきておりますので、今後も点検・評価を行いながら、不十分な点を補完するとともに、意識改革を重点的に進める必要がございます。

５ページをごらんください。「４　働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方」でございますが、「（１）基本的な考え方」のとおり、教職員の仕事の特性を考慮しつつ、心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務遂行できるよう、本来的な業務に一層専念できる環境を整えることが重要であり、長時間勤務の是正に向けた取組については、高いモチベーションの維持向上に努めながら、バランスの取れた改革を推進し、学校教育の充実を図ってまいります。

「５　目標設定と取組内容」の「（１）目標設定の方向性」をごらんください。このたびの方針では、量的な目標に加え、働きやすさに関する質的な目標を新たに定めることとし、量的な目標につきましては、これまでの「当面の目標」に代え、下の（２）のとおり、「国の指針に基づき規則上定めた時間外在校等時間の上限」を掲げ、新たに「取組期間の目標」を定めることといたします。６ページをごらんください。「（３）取組期間の目標」でございます。初めに、「量的目標」でございますが、規則で定めた上限のうち、特例③「直前の１か月から５か月の期間を加えた各期間における１か月当たりの平均時間が８０時間を超える教育職員の割合」について、「可能な限りなくしていく」として、これを「重点目標」としております。重点目標以外の目標につきましては、『「基準年度」未満かつ「前年度」未満』としております。そこで「基準年度」とは、学校業務が新型コロナの影響を比較的受けていない期間と定義し、具体的には令和元年度の４月から２月までと、令和３年３月を対象としております。また、枠の直下に参考として、「基準年度における状況」をそれぞれお示ししております。次に、「質的目標」でございますが、「①ストレスチェックの集団分析結果」に基づく目標を設定いたしました。「総合健康リスク」とは、仕事の量的負担等を示す健康リスクＡと、職場の支援を示す健康リスクＢからなる指標でございまして、全

国平均が１００とされており、本市では各学校単位で算出されております。今年度も９２．６と、既に全国平均と比べ良好な状況でございますが、今後４年間でその平均を８０以下にすることを目標に、積極的に取り組んでまいります。次に②といたしまして、「年次休暇の取得日数」につきましては、「川崎市次世代育成支援特定事業主行動計画」の目標と同様に、平均１６日以上を目指してまいります。

７ページをごらんいただきたいと存じます。「６　具体的な取組」でございますが、引き続き３つの視点を柱に取組を進めてまいります。２４の取組のうち、新規が５、拡充が７、継続が１２となります。以下、新規、拡充の取組のうち、主なものを御説明いたします。「視点１」の「６　ＧＩＧＡ端末を活用した学校業務の効率化の推進」では、ＧＩＧＡ端末や教育データ利活用等に向けた研修など、業務効率化の支援に加え、不登校児童向けのオンライン学習サービスを導入してまいります。「視点２」の「１　教育課題に対応した教職員配置の工夫」では、小学校の３５人学級の推進や高学年の教科担任制の推進に向けた専科指導教員の段階的な配置に取り組んでまいります。続いて「４　部活動指導員の配置拡充」につきましても、これまでの効果検証を行いながら、学校の実情に応じて複数配置を進めてまいります。８ページをごらんください。「視点３」の「１　教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革」では、勤務時間や働き方に関する意識改革の研修を拡充してまいります。続いて「６　多様な働き方の推進」では、時間休の取得制限の撤廃や、長期休業期間における在宅勤務によるオンライン研修等の実施などの取組を推進してまいります。続いて「７　学年始休業の変更」では、始業日までの平日を最低３日間確保するための見直しを検討してまいります。

「７　着実な推進に向けた取組」の「（１）教育委員会・校長・教職員の役割」でございますが、それぞれの役割に応じて、働き方改革の取組を着実に推進してまいります。

最後に、「資料」といたしまして、９ページが「これまでの取組状況」、１１ページが「業務改善取組事例」となっておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

なお、「報告事項Ｎｏ．３　資料」につきましては、ただいま御説明いたしました報告事項の本編となっております。こちらも後ほど御参照ください。

資料については以上でございまして、今後につきましては、今回お示しした案で議会へ御報告を差し上げた後、年度内を目途に成案として取りまとめてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等ございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

教職員の方々の働き方の改革が本当に御努力されているのがよく分かりました。ありがとうございます。

まず、率直な感想ですけれども、８０時間以上が０．１％減ったというのは、ほとんど減ったうちに入らないのではないかと思うので、よく増えなくてよかったなというようなレベルで捉えたほうがいいかなと感じました。

今後の方向として、いろいろと検討していただいているので、ぜひ、推進していただきたいの

ですけれども、特に８ページの「視点３」の中の６番ですか。多様な働き方、この辺りオンラインも含めた可能性を追求していただけるといいなと思ったわけです。

質問ですけれども、２つあります。１つは、先ほどの折れ線グラフを見ますと、若い教育職員ほど時間が多いという、これがなぜかということですけれども、例えば、若い人にたくさんの仕事が集中しているということも考えられるし、あるいは仕事量はあまり変わらないけれども経験があまりないので、どちらも同じことをやるのに時間がかかるのか、いろいろな原因はあると思うのですが、現状、把握されている範囲で、どのような原因があり得るのか、そういうのがもしあれば教えていただければありがたいと思います。

もう１つは、定性的という言葉がありましたけど、２ページですか。２ページの上のほうの「（３）」、「本来業務に専念できる時間の増加等、定性的な効果は上がっている」というのは、本来業務に専念できる時間が増えたということ自体は定量的なことだと思うのですが、ただ、これについて、明確な本来業務か否かという数値の把握をしていないので、教職員の方々の実感という点で数値化できていないから定性的な効果という捉え方でいいのか、その辺り教えていただけるとありがたいです。

以上になります。

【小田嶋教育長】

２点、お願いします。

【永石教育政策室担当課長】

お答えいたします。最初の御質問の若い職員に長時間勤務が出ているというグラフについての御質問でございました。若い先生方の長時間勤務の原因につきましては、学校にお尋ねした結果からしますと、やはり授業準備を十分やるためには、まだ経験が不足している部分がどうしてもありますので、その分、どうしても時間がかかってしまいがちだというお声を頂いているところでございます。業務量が多いかどうかといいますと、例えば、部活動の顧問でも、初任につきましては、むしろさせていないという傾向もあるようでございますので、やはりそうした授業準備のところでどうしても時間がかかってしまう、これが現状だというふうに、こちらとしては認識しているところでございます。

次に、２つ目の御質問で、定性的な効果ということについての御質問でございました。我々、この働き方改革につきましては、最終的には質の高い教育の充実というところで考えている中で、長時間勤務の是正は、そのための取組手段だと考えています。そうした中で、長時間勤務の是正というところに数量的な目標をもともと置いてきて、８０時間超えをゼロにするという目標も置いていましたが、先ほど最初に御意見としてありましたけれども、９．４％の８０時間を超える職員がまだいるという数字については、まだ数量的には、改善になかなか結びついていないと。ただ、一方で、私どもとしては、ごらんいただくようにいろいろな取組をやってきている中では、おそらく取り組んだ結果としては、その時間を本来業務に充ててきているだろうということを推察しておりますので、そういう意味では、先ほど申し上げた、この働き方の本来的な目的である、質の高い教育というところにはつながっているだろうということで、それを定性的という意味合いで、ここでは御説明しているつもりでございます。ちょっと表現が甘いところが、もしかしたらあったかもしれませんが、そこは反省しながら今後の御説明をしていきたいと思っています。

以上でございます。

【小田嶋教育長】
１点目の若い先生方の、９月から１０月とか、年度末に多くなっているという点では、先ほどの授業準備のほかに、評価、成績をつけたり、所見を書いたりするという作業が入ってくると思うので、若い先生方、その辺のところで少し苦労しながら、時間がかかっているという実態も反映しているのかなというふうに思われます。
ほかにいかがでしょうか。
岩切委員。

【岩切委員】
御説明ありがとうございました。働き方改革は、現場だけではなく、その職場の魅力という意味でも非常に重要かと思っています。今、３５人以下のクラスということも見越して、教職員もどんどん募集したいという、そういう状況にあったと思うのですけれど、いろいろな都道府県でもかなり定員割れをしているという話を聞いている中で、働き方ということを含めて、魅力的な職場ということをぜひ発信していっていただきたいなと思いますので、引き続き強力に進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】
はい、ありがとうございます。
高橋委員。

【高橋委員】
御説明と取組、ありがとうございます。
言いたいことはたくさんあるのですが、たくさんあり過ぎて、頭の中がまとまらないというのが正直なところで。やはり現場の先生を見て、直接会う機会が多いので、とても頑張っていただいているというのはすごく分かっていて、多分遅くまでいらっしゃる先生とかもいるのだとは思うのですけれども、あまり親のほうには目に見えてこないのですよね。夜遅くに学校へ行ったりすることはないので、やはり昼間に行くと、先生方、笑顔で子どもたちに接してくださいますし、何となくお元気そうに見えてしまうのですけれど、急に学校に来られなくなってしまったり、お休みになったりする先生が出て、初めて親も先生たちが大変だったのだなと気づくみたいなところもあるので、世の中の理解というか、そういうのがどうやったら深まるのかなと。先生方の頑張りとか大変さというのは、やはり理解して、サポートしていくということが大事だと思いますので、これはどうしたらいいのかなという。すみません、ちょっと感想ですけれど、読みながら、自分でも何かできないかなというふうに考えたところです。
意識改革のところのお話が何個か出ているかと思うのですけれど、私もＴｗｉｔｔｅｒをやっていて、最近、教師のバトンというタグが流れてきて、少し読んでしまったのですけれど、やはり若い方はどちらかというと、ワークライフバランスとか、いろいろなことを多様な価値観を学ばれているので、意識としては早く帰りたいとか、何とかしなくちゃいけないという人が多いのかなという感覚があるので、そうすると、この意識改革はどの層がどういう意識を変えていくべ

きなのかなというのは少し読んでいて思いました。本当は、業務を効率化して帰りたいと若い先生方とか若い層の方は思っているかもしれないのだけれども、逆に私たちぐらいから上の世代は、やはり時短というよりは丁寧に時間をかけて頑張ってしまうという価値観がまだ残っているので、こういうところとのうまくいかないところがあるのかなと思うと、例えば、いわゆる昭和の価値観じゃないのですけれど、上の方の意識改革が必要なのか。実際の現場のところが分からないのですけど、ただ、早く帰ろうというのではない、もうちょっと工夫した、それぞれの層に合ったりするような働きかけというのはあるのかなというのと、ここがあまり強調され過ぎてしまうと、何となく先生たちが頑張らないから時間が減らないみたいに読まれてしまうおそれもあるので、その辺り表現が難しいのですけれど、ちょっと気をつけたい。自分の理解としても気をつけたいですし、言い方というか、そういうのも慎重にしていただければなというふうに思いました。

【永石教育政策室担当課長】

１つ目、御質問ではなく、御意見ではございましたが、親というか、保護者に対する周知というか、学校の現状を知っていただくという取組、非常に大事だと思っていまして、当然のように、この働き方を進める際に市長から手紙を出したりということもやっておりますのと、定期的にやはり学校の現状をお知らせするという意味で、「教育だより」に働き方のコラムを年に１回ないしは２年に１回ぐらいで載せています。ちょうどこの２月に出る「教育だより」にそれを載せさせていただく予定で取組を進めていますので、おっしゃっていただいた保護者への周知、これについては、この改定に合わせて進めていきたいと思っております。

あと意識改革につきましては、やはり頂いた御意見、そのとおりだと思っていまして、ただ、若い先生も、どうしても中堅やそれより上の方々にいろいろ教えていただく中で、先ほど御説明させていただきましたが、なかなか働き方が変わりづらくて、習慣化しているということがあるとすれば、やはり若い先生も習慣化しやすいという状況がありますので、今の意識がどうかは別にしても、やはり早く帰って、ワークライフバランスをしっかり保つということを周知していきたいということと、我々は取組の中では、業務効率について、しっかり横展開をしていきたいと思っていますので、横展開をした内容を踏まえて、自分の業務を見直していくといった意味での業務改善という意味でも意識改革をしっかり伝えていきたいと、このように思って、このような言葉を使わせていただいていますので、今後の取組の中で、そこを誤解されないように、しっかり使い分けをしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。大変貴重な意見だったかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

田中委員。

【田中委員】

今、高橋委員の御意見を聞いていて、ああ、こういうことかもしれないと思ったことがあります。最後の意識改革ですけど、我々どうしても意識というと、個人個人の意識を想定してしまうのですけれども、ここの内容に書かれているのは、必ずしも個人個人の意識の改革というだけで

はなくて、職場全体の風土というか、文化というか、そういうものを変えていこうという趣旨かなと思ったのです。そう思って、既に、１、２、３を大枠で捉えていくと、「視点１」は、どちらかというと制度をもっと良くしていこう。「視点２」は、人員をきちんと確保しよう。「視点３」は、学校文化というか職場文化というか、そういう文化というのか風土というのか、先生方一人ひとりを取り巻いている、職場の社会環境みたいな、そういう文化とか風土とか、集団意思みたいな、そういうものかなと思いましたので、言葉をこんなに意識改革、意識改革と言い過ぎると、個人個人は、高橋委員が言われたように、先生がどうしても帰りたがらないとか、そういうふうに思ってしまうので、少し「視点３」の表現をこれから考え直してもいいかなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

【高橋委員】

私が言いたかったのは、まさにそれという感じなので、ここで間に合わないとしても、そういうことをこれから表現として入れていっていただけると良いと思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

いろいろな視点から、この意識改革のことというのは、我々も御意見をいただくので、今、田中委員から御指摘いただいたように、まさに学校風土というのが学校ごとに本当にあります。学校出身のスタッフもたくさんいるので、本当に分かるところですが。早く帰れる、早く帰ろうとするときに躊躇してしまうとか、申し訳ないなと思ってしまうような学校風土というのが、かつてはありましたけど、今少しずつ変わってきていると思いますが、そういったものとか、本当に御指摘であるところはあると思うので、個人の部分ともう少し職場全体としての取組として考えていかないといけない部分、その辺は少し整理しながら、そういったいろいろな御指摘にきちんと応えられるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

ワークライフバランス関係に関して、実は企業でも似たようなことが起こっています。そのときに、やはりトップの本気度というところであったりとか、あるいはマネジメント層の方たちの昔からの慣習を変えられない気持ち、頭では分かっているのだけど、行動に移せないというところ、行動変容していくために何をしたらいいかというところ、そこら辺を何か行うことによって、かなり変わったりしますので、ぜひ、トップのほうから変えていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項Ｎｏ．３について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】
＜承認＞

【小田嶋教育長】
それでは、報告事項Ｎｏ．３は承認といたします。

報告事項Ｎｏ．４　「川崎市立学校における教育の情報化推進計画（案）」について

【小田嶋教育長】
「報告事項Ｎｏ．４　『川崎市立学校における教育の情報化推進計画（案）』について」の説明を、情報・視聴覚センター室長、お願いいたします。

【栃木情報・視聴覚センター室長】
情報・視聴覚センター、栃木でございます。
それでは「川崎市立学校における教育の情報化推進計画（案）」につきまして、御説明させていただきます。本計画につきまして、Ａ３の報告事項Ｎｏ．４の概要版を基に説明をさせていただきます。なお、「報告事項Ｎｏ．４　資料」として本編をつけておりますので、後ほど御参照ください。
本計画は「１　教育の情報化推進計画の概要」、「２　教育の情報化推進計画策定の背景となる国の動向」、「３　本市における教育の情報化の状況」、「４　本市の教育の情報化のための重点事項」の４つの項目で構成しております。
初めに「１　教育の情報化推進計画の概要」についてですが、教育の情報化は、「情報活用能力の育成」、「教科指導におけるＩＣＴ活用」、「校務の情報化」の３つの側面から構成され、教育の質の向上を図るものとされています。また、今年度に始まったかわさきＧＩＧＡスクール構想につきましても、教育の情報化をさらに推進し、発展させるものとして、主にＩＣＴ環境の整備に関する内容について、本計画に含めております。教育の情報化推進計画は、現在策定が進められている「川崎市総合計画第３期実施計画」及び「かわさき教育プラン第３期実施計画」と整合を図りながら策定を進めることにより、本推進計画の位置づけを、より明確にしたところでございます。本計画の具体的な狙いについては、２つ目の囲いに記してあるとおり、７つの項目にまとめております。上から２つの内容につきましては、児童生徒の情報活用能力の育成を狙うもの、３つ目は、教職員の教科指導等におけるＩＣＴ活用指導力の向上を狙うものとなっております。４つ目につきましては、校務の情報化に関連するものとなっております。５つ目以降は、かわさきＧＩＧＡスクール構想をはじめとする、教育の情報化の新たな展開や課題に対する取組などについて記しているものでございます。
次に、「２　教育の情報化推進計画策定の背景となる国の動向」についてです。こちらにつきましては、この計画の策定の際に根拠となる、教育の全般についての国の動向や、今後の方向性等について整理しております。「（１）」にある、新学習指導要領の中で、情報モラルを含む情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力として位置づけられたことをはじめ、「（２）」のＧＩＧＡスク

ール構想、「(３)」の「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（中央教育審議会答申)」、「(４)」の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」改訂、「(５)」の教育データの利活用等、背景となる主な国の動向を５つ挙げさせていただいております。

次に、資料右側をごらんください。「３　本市における教育の情報化の状況」についてです。ここでは、まず第２期計画で掲げた２７の事業について、各施策の実現状況等の整理をいたしました。今回、ＧＩＧＡスクール構想による整備等の加速により、当初の予定より極めて速いペースでＩＣＴ環境を構築しました。また、学校の実態を把握するため、令和３年８月から９月に教職員へのアンケートやヒアリングによる調査を実施しました。アンケート結果からは、「ＩＣＴ環境の整備及び活用について、ＧＩＧＡスクール構想の実現により着実に進んでいる。」「情報活用能力を体系的に整理した『情報活用能力チェックリスト』の周知、活用に課題がある。」「操作研修は充実しているが、さらに進んだＩＣＴ活用研修のニーズが高い。」などが分かりました。なお、ヒアリングやアンケート調査の結果については、本編では、巻末にまとめて記してあります。

最後に「４　本市の教育の情報化のための重点事項」についてです。これまで記してきた本市の状況、本計画策定に当たって実施した調査等を踏まえ、今後本市全体で取り組むべき、市立学校の教育の情報化のための重点となる内容について、３つの観点から整理し、１９の重点事項を設定しましたので、表をごらんください。各観点の取組につきまして、幾つか重点項目を挙げて御説明させていただきます。まず、「子どもたちの新しい学びを支える観点」では、「１　１人１台端末活用等による、情報活用能力の育成（情報モラルを含む)」として、児童・生徒に身につけさせたい情報活用能力を体系的に整理した「情報活用能力チェックリスト」の具体的な活用のタイミングや、学習場面について、ＧＳＬと呼ばれるＧＩＧＡスクール構想推進教師を対象とした研修やサイト等で周知を図り、各学校で活用しやすくなるよう手法を検討するなど、段階的に児童生徒が情報活用能力を身につけられるよう取り組んでいきます。また、「２　各教科等におけるＩＣＴの効果的な活用」として、前回の推進計画策定以降は、指導案などを校務用パソコン環境で共有し、活用していましたが、各教員に１人１台のＧＩＧＡ端末が整備されて以降は、Ｇｏｏｇｌｅ　Ｃｌａｓｓｒｏｏｍなどで、ＧＳＬを中心に各学校の事例共有などを行っています。今後も引き続き、これらの手段を用いた活用事例の収集、周知を行います。さらに、「９　教員のＩＣＴを活用した指導力の向上」として、ＧＩＧＡスクール構想の実現により、「活用研修」や「情報モラル研修」などのニーズが高くなっています。このような状況により、基礎的な研修等についても引き続き実施しながら、ニーズの高い活用研修などの各種研修の充実を図ります。次に、「教職員の業務効率化を支える観点」では、「１１　校務支援システムの積極的な活用」として、令和２年度に導入された新校務支援システムについて、教員が各機能についての理解や操作の習得ができるよう、サポート体制が必要と考えております。活用推進のため、各機能について活用事例の収集・周知を行います。また、「１２　業務効率化に向けた環境・運用方法の検討」として、成績管理等を行う校務用パソコンと授業等で使用するＧＩＧＡ端末について、それぞれ扱える情報資産の検討を行い、今後の運用に役立てていきます。最後に、「ネットワーク環境及びＩＣＴ環境の最適化に関する観点」では、「１５　コンテンツの増大に対応したネットワーク環境の安定運用」として、ＧＩＧＡスクール構想で整備された端末が活用されることにより、ネットワークでやり取りされる情報量が増加しますので、学校ごとのネットワークの負荷状況を確認するような仕組み等を検討し、安定運用に努めます。また、「１６　情報セキュリティポリシーガイドラインを踏まえた、ネットワークの最適化」として、ＧＩＧＡスクール構想に伴い新たに設置したネッ

トワークと既存の教育情報ネットワークや校務ネットワーク、さらに行政系のイントラネットワークも並行して稼働しているため、各ネットワークについて整理し、最適化の検討を進めていきます。

最後に、推進体制についてですが、これまで同様、本市情報化推進協議会が中心となって、ＰＤＣＡサイクルを循環させながら着実な計画推進を図ってまいります。

以上、本計画の概要についての御説明させていただきました。

【小田嶋教育長】

はい、ありがとうございます。御質問等ございましたら、よろしくお願いします。

高橋委員。

【高橋委員】

まず、２つ質問をさせてください。

１つ、最後のほうでネットワークの話が出たと思うのですけれども、ＧＩＧＡスクール構想が立ち上がって、整理するときにも、ネットワーク大丈夫ですかというような話はさせていただいたかと思います。私の子どもが行っている学校では、あまりネットワークがつながらないというお話は聞いてはいなかったのですけれど、こちらのお配りいただいた資料のアンケートのほうには、５５ページですかね、環境に満足していないというところでネットワークがつながらないという回答が多かったということで、あると容量の多いコンテンツも扱いたくなるということで、どんどんネットワークが加速度的に膨らんでいってしまうというのがインターネットとかネットワークの世界だと思います。技術革新と使う容量のバランスにもよるのですけれども、やはりコスト的にも増えていったりということもあるかと思うのですけど、現状はどういう感じなのかなと。つながらなさというのはどういう感じなのか。例えば、すごくよく使っている学校ではつながらないことが多いと言われるのか。そこら辺のお話が１つと。

あと、アンケートを見ながら、６１ページのところでＩＣＴ支援員のことを書いていて、ＩＣＴ支援員の導入による期待する効果ということで、先生方からの回答で、児童補助、教材作成などの児童支援みたいなものが書かれていて、私の中でＩＣＴ支援員は、いわゆるＩＣＴの技術屋というイメージだったので、操作がうまくできないとか、システムが止まっちゃったとか、ネットワークがつながらないみたいなところの支援を主にするのかなと。そういう意味で、たしか外部の委託もされていたのかなと思ったのですが。先生方のニーズと実際の人との乖離があるなと思ったので、その辺り、例えば、私は、ＩＣＴ支援員はコンテンツをつくる人ではないと思っているので、その辺りのサポートは、今、どういう状況になっているのかということと、今後、どういうふうにしていくのかというところを教えてください。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

ＧＩＧＡの担当からお答えさせていただきます。

【関口情報・視聴覚センター担当課長】

大きく２点の質問を頂きました。ネットワークの件ですけれども、本市において、通信が止まってしまって、やりたい授業ができなかったというような御相談はこちらには寄せられていない

ところです。ただ、自由に動画が見られるか、ＹｏｕＴｕｂｅを見られるかというと、学校の中でフィルタリングを解除したものでないと見られないだとか、以前やろうとしたときには引っかかってしまったとか、そういう面でひょっとしたらストレスを感じる場面があったのかもしれません。そのフィルタリングの解除は、こちらで集中管理するわけではなくて、学校の中で授業の展開だとか必要性に応じて解除できる、コンテンツとして解除できるように、細かい微調整ができるように、案内をしているところです。

もう１つ、人的支援、ＩＣＴ支援員に関することですけれども、これは令和２年、令和３年と、ＧＩＧＡスクールをスタートさせるにあたり、まず、現場に必要なものは何かということで、ＧＩＧＡスクールサポーターという名称で、より技術的な支援に特化したような、そういうサポート体制で今年も動いていました。確かに通信の接続、無線がうまくいかないだとか、そういうことが起きたらどうするか、あとは初めて使う端末がどうだろうというところで、初期導入を支援する、そういう意味合いでＧＩＧＡスクールサポーターという技術的な部分です。令和４年度からの体制としては、ＩＣＴ支援員として、学校の先生がＩＣＴを活用して何をしたいのかということで、先生の授業のイメージを手助けするサポートスタッフ、人的支援を検討しております。形や在り方を見直すタイミングが来たのだろうということを考えております。

以上です。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

ネットワークについては、先生方が、ネットワークの容量でつながらないのか、ほかのいろいろなセキュリティーとかフィルタリング的なものとかでつながらないのかというのが、把握されていないところもあるので、もしかしたら、ネットワーク的には足りているのだけれどもみたいなところがあるのかなというのは理解しました。

もう１つ、ＩＣＴ支援員については、先生方のニーズが変わっていっているということは、つまり技術的なサポートが少なくて済むようにはなってきたというところで、今度は中身のお話に移っているということで、それに対して、先生方のニーズに対応していってくださるということなので非常にありがたいですし、進めていただたければと思います。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

今のネットワークのことで補足説明お願いします。

【添野情報・視聴覚センター担当課長】

始まった当初は､導入していたアプリのサーバーにつながりにくいということがございまして、ここについては、事業者のほうで、川崎市の独自のものを立ち上げてくださって対応しました。また、デジタル教科書の実証事業に参加した学校の中には、教科書会社のビューアーによっては非常に負荷が高くて、つながりにくく、そちらのほうも設定を変更することでつながるようになったということで、それを川崎市のネットワークというよりは、違うところに要因があるものについては、こちらのほうで見つけて、その都度、解消するようにしてまいりました。

【小田嶋教育長】
ほかにいかがですか。
岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】
御説明ありがとうございます。
私はこれ非常に大事で、川崎のこれからの教育をどうしていくのかということで、根本に関わることだと思っていて、その意味で、川崎がとても良い取組をスタートさせているのでわくわくしながらいるというところでもありますし、他市の方々が川崎の取組を見ると、いいなとか、羨ましいなとか、何でこんな冊子がすぐ出せるのとかというのを直接聞いたりしますので、ぜひそれを促進していってほしいなと思います。
国のほうも、例えば、手引き類みたいなものをデジタルテキストにして、年度ごとに変えるなんていう発想はもう捨てようと。途中で使える知見が入ったら、どんどん入れていこうという、そういう発想もきていますし、教育に対する改革に対しても、組織が提案するだけではなく、個の提案をどう生かしていくかというような、そういう発想に変えていこうという、それこそが本当の改革になる。つまり、個からスタートするのが改革なのだという意識でやっていますので、ぜひそういうところを踏まえた上で、川崎の教育の根幹を担っていきますので、この計画を前進させると同時に、全体をいつも広く御意見を聞いて、見ていただきながらしていかないと。
私たちの学会の研修では、ＧＩＧＡスクール構想といったら、文房具なのですよという言い方をするのです。それはそのとおりなのです。文房具が変わったら、子どもたちの在り方とかは変わるはずなので、そこをやはり見据えないことにはしようがないのだろうなというふうに思います。そういった意味では、さらにキャリアパスポートをもっと生かせないかなと。このシステムの中でもっと生かせないかなだとか、そこでのｅポートフォリオのようなものをどういうふうに生かすことができるのだろうかだとか、共生教育プログラムでやっているようなアンケートにさらにＡＩの機能を入れると、いじめや自殺の防止にもっと貢献できるんじゃないかとか、思いばかりが膨らんじゃって、実際はどうかというと、定めとか人材の面とかいろいろあるのですが、そういうものがどんどん膨らんでいくので、私としてお伝えしたかったのは、ぜひ今の勢いをさらにさらに前進させていただきたいなというお願いのような、感想のようなものになりますが、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】
はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。
田中委員。

【田中委員】
どうもありがとうございました。こういう情報化というのは、光と影があるとよく言われますけれども、光の部分で、岡田委員がまさに言われたように、とってもいろいろな可能性が広がってきていて、この推進計画で、ぜひ良い、子どもたちの学びの可能性を広げていただきたいと思うのです。

それでずっと拝見しているのですけど、よく分からないところがありまして、例えば、１４ページに、令和の日本型学校教育の答申の紹介があります。「個別最適な学び」と「協働的な学び」、この協働的な学びというのと、この答申の基本理念が社会に開かれた教育課程であったかと思うのですが、社会に開かれた教育課程と協働的な学びを併せていくと、子どもたちがＧｏｏｇｌｅＭｅｅｔですか、Ｚｏｏｍみたいなものを通して、地場産業の方々とか市民団体とか、いろいろな方々とオンライン上で情報交換したり、意見交換したりできていくわけですよね。これまでだったら、学校に来ていただいたり、子どもが出かけていかなきゃいけなかったのが、今やこのネット上でいろいろな協働的な議論ができるということなので、まさに社会に開かれた教育課程を実現する上で、これをうまく使っていくと、とても良いと思うのですね。それが、この計画の中のどこにあるかと、よく分からなかったので、いずれにしてもその辺りをいろいろ夢が膨らんでくるわけですけど、広げていただけるとありがたいなと思います。

もう１つは、影の部分ですけども、前回も申し上げたと思うのですが、まずは子どもたちが画面を見る時間が長くなるので目が心配だということとか、これ、我々も今こうやって使わせていただいていますけど随分重いのですよね。これ、小学校１年生も同じものを持つわけですよね。これを今の３番目、持ち帰りの推進とありますけど、本当にこれ子どもたち抱えるというとあれですけど、ランドセルに入れたりするのは大変だと思うので、そうなったら成長にどういう影響があるかとか、いろいろ心配になる面もあるわけですね。それはまた別途、子どもの健康教育とか何かで考えるというのもあるのですけど、この推進計画そのものに、光を広げる部分と、それに伴ういろいろな難しい問題が出てくるものを解消しながら推進していくのですということが、そういう姿勢が明確になっていくと良いのかなというような気がしましたので、ぜひ子どもたちの健康面を常に守りながら推進していただけるとありがたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。最初に説明がありましたように、ＧＩＧＡスクール構想も含みながらですが、基本的にはもっと全体の環境整備のほうを中心にしていますので、今御指摘のあったような協働的な学びの部分の、そういった部分のどこに記載があるかというのは、また別途というか、少し視点がこの中では違うのかなという部分があります。ただ、大変貴重な御指摘だったと思いますので、その点は今後ＧＩＧＡスクール構想を進めていく中では、しっかり確認しながらやっていきたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

また、まとめて言っていなくて、すみません。あと２点だけ。

もうかなり活用が進んでいるなと思っていますし、学校をお休みしたときにオンラインで対応しますよというようなお話も、もう普通に聞けるようになってきているので、すごく進んでいるなと思う反面、やっぱりアンケートの中で、数校ですけれども、あまり活用が進んでいないというところがあります。情報技術は、やっているところとやっていないところの格差をすごく広げるツールでもあるので、やはりなかなか活用がうまく進んでいない、少数ではあると思うのです

けれども、そういう学校の支援をどうしているかということも考えて、進めていっていただきたいなというのが１つと、もう１つは忘れてしまったので、改めて別の機会にお伝えします。すみません。

【小田嶋教育長】
今、アンケートが先ほどありましたけども、８月から９月にかけてのアンケートなので、まだ学校に配られて本当に日が経っていないときですから、現在の状況はかなり違っているかなというふうに思います。ただ、現在でもやはり学校の格差は相当あることは事実なので、本当にそこはしっかり把握していくという点で、しっかりやっていきたいと思います。

【高橋委員】
すみません。思い出しました。さっき田中委員から、この端末が重いというお話があったのですけど、たしか家にある端末からもアクセスができるという仕様になっているんじゃなかったですか。

【栃木情報・視聴覚センター室長】
していないです。

【高橋委員】
していないのですね。いろいろなことが大変になるので、早急にそれをしてほしいというわけではないのですけれども、例えば、この端末を持ち帰らなくてもお家で持っている端末からつながるという未来もあるかなと思うので、１つの選択肢として検討いただけると良いなというふうに思います。お願いします。

【関口情報・視聴覚センター担当課長】
ありがとうございます。その点については、やっぱり技術的、テクニック的にはできることです。ただ、初めてこれを使ってやってみましょうとなったときに、各家庭を支援できるのは、そこの授業に参加している先生や学校であるので、やはり同じコンディションで、同じもので、まずはスタートを切ると。先ほどの資料の中の最後のＢＹＯＤだとか、そういうこともあります。高等学校では、家庭にあるものを持ってきて、それでもやれるような、そういった取組も始まりつつありますので、これからそういうものも一斉で進められるかと考えています。

【高橋委員】
長い目で見て、そういうものも選択肢で入れていただければと思います。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】
それでは、報告事項Ｎｏ．４につきまして承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【小田嶋教育長】
それでは、報告事項Ｎｏ．４は承認といたします。

報告事項Ｎｏ．５　「読書のまち・かわさき　子ども読書活動推進計画（第４次）（案）」について

【小田嶋教育長】
次に、「報告事項Ｎｏ．５　『読書のまち・かわさき　子ども読書活動推進計画（第４次）（案）』について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【細見指導課長】
よろしくお願いいたします。
それでは、「報告事項Ｎｏ．５　『読書のまち・かわさき　子ども読書活動推進計画」（第４次）（案）』について」、御説明させていただきますので、お手元の「報告事項Ｎｏ．５　概要版」の１ページをごらんください。初めに、「第１章　第４次計画の策定にあたって」の「１　計画策定の趣旨」をごらんください。近年、急速な少子高齢化の進行や人口減少への転換等、子どもを取り巻く生活環境は大きく変化しており、子どもたちには、こうした様々な社会状況の変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や様々な情報を見極め新たな価値につなげていく力、複雑な状況変化の中で目的を見いだし、柔軟に対応していく力等が求められているところでございます。本市では、平成１６年に「読書のまち・かわさき　子ども読書活動推進計画」を策定し、取組を推進してまいりました。これまでの取組を継続するとともに、発達段階に応じた子どもの自由な読書活動を推進することや自発的・主体的な学習活動を支援するため、第４次計画を策定し、子どもの読書活動を推進していくものでございます。次に、「２　計画の位置付け」でございますが、本計画は、「川崎市総合計画第３期実施計画」及び「かわさき教育プラン第３期実施計画」などの行政計画とも連携しながら、その取組を進めてまいります。次に、「３　計画の対象」でございますが、０歳から概ね１８歳以下の子どもを対象とするとともに、保護者や子どもの読書活動を支援する大人も対象としているところでございます。次に、「４　計画期間」でございますが、令和４年度から令和７年度までの４年間といたします。
２ページをごらんください。「第２章　子どもの読書活動を取り巻く現状と第３次計画での取組」の「１　子どもの読書活動を取り巻く現状」でございますが、授業時間以外で平日に「全く本を読まない子どもの割合」は、令和３年度、小学６年生で約２６％、中学３年生で約４６％となっており、休み時間や休みの日に「週１回以上、学校や地域の図書館へ行く子どもの割合」は、令和元年度、小学６年生で約９％、中学３年生で約４％となっていることから、子どもたちの読書習慣の形成は、依然として十分とは言えない状況でございます。次に、「２　第３次計画における主な取組」でございますが、「（１）家庭における子どもの読書活動の推進について」といたしまして、「ア　保護者向け講座等」、「イ　資料の作成及び配布などの普及活動」に取り組んでまいりました。

次に、「（２）地域における子どもの読書活動の推進について」といたしまして、「ア　市立図書館における子どもの読書活動の推進」や、３ページにお進みいただきまして、「イ　市立図書館以外の施設における子どもの読書活動の推進及びボランティアや民間団体等の活動促進のための支援」に取り組んでまいりました。

次に、「（３）学校等における子どもの読書活動の推進について」といたしまして、「ア　学校図書館の活用と読書活動の充実」に向けた取組を進めてまいりました。その主な成果といたしまして、「小学校の学校司書配置校数」と、「司書配置後、貸出冊数の大幅な変化が見られた小学校」についてお示ししております。４ページをごらんください。そのほかにも「イ　学校図書館の役割と整備・充実」、「ウ　外国につながりのある子どもや、支援が必要な子ども等への読書活動の支援」、「エ　ＰＴＡなど学校関係者の読書活動推進に関わる協力体制への支援」、「オ　保育園等における乳幼児期の子どもの読書活動の推進」に取り組んでまいりました。

次に、「（４）啓発広報活動の推進について」といたしまして、「ア　『子ども読書の日』と『かわさき読書の日』を中心とした啓発広報の推進」や、「イ　『読書のまち・かわさき』通信による継続的な啓発広報活動の推進」、「ウ　『かわさき読書の日』を中心とした市立図書館の取組」や、「エ　企業等と連携した啓発広報活動」に取り組んでまいりました。また、「３　第４次計画の策定に向けて」でございますが、第４次計画においては、これまでの取組を踏まえ、乳幼児期には親子が一緒に本に親しめるような取組、学校では児童生徒の学習活動の充実に資する取組、市立図書館では年齢に応じて本を選べるような読書支援をそれぞれ進めるとともに、家庭・地域・学校がより一層連携しながら子どもの読書活動を推進してまいります。

５ページをごらんください。「第３章　読書のまち・かわさき　子ども読書活動推進計画（第４次）」、の「１　基本方針」でございますが、子どもの読書習慣を形成するため、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の理解と関心を深めるとともに、乳幼児期から読書に親しめる環境づくりを進めてまいります。また、子どもが積極的に読書を行う意欲を高め、読書習慣を身につけることができるよう支援するとともに、家庭・地域・学校が相互に連携しながら、子どもの読書活動を推進してまいります。

また、「２　取組の方向性」でございますが、「（１）家庭における子どもの読書活動の推進」といたしまして、乳幼児期から青年期までの家庭において、読書習慣の形成を図る活動を推進してまいります。次に、「（２）地域における子どもの読書活動の推進」といたしまして、発達段階に応じた充実した読書活動を行えるよう支援を行うとともに、ボランティアや民間団体等との連携・協働による子どもの読書活動を推進してまいります。次に、「（３）学校における子どもの読書活動の推進」といたしまして、学校図書館が持つ機能のさらなる充実を目指し、学校図書館運営関係者の資質の向上を図るとともに、関係機関とも相互に連携しながら、学校における子どもの読書活動を推進してまいります。次に、「（４）『かわさき読書の日』を中心とした啓発活動の推進」といたしまして、「読書のまち・かわさき」事業の一層の充実・発展を目指し、家庭・地域・学校が相互に連携しながら、「子ども読書の日」、「かわさき読書の日」を契機に特色ある読書活動の啓発活動を推進してまいります。

６ページをごらんください。「３　具体的な取組」の「（１）家庭における子どもの読書活動の推進」といたしまして、子どもの読書習慣の形成に向けた大人と子どもが一緒に読書を楽しむ環境づくりのため、各家庭への読書の広がりを支援する取組を進めてまいります。「主な取組」といたしまして、「家庭への読書活動の広がりの支援」では、「おはなし会や保護者向けの読み聞かせ

講座の開催」や「おはなし会で読んだ本のリストの配布」等に取り組んでまいります。次に「（２）地域における子どもの読書活動の推進」といたしまして、図書館の来館者に対するサービスの充実に加え、図書館を利用していない子どもや保護者に対して、図書館の利用方法や読書の魅力を広く伝える取組を進めてまいります。また、子どもの成長を支える施設とボランティアが相互に連携して、地域における子どもの読書活動の取組を進めてまいります。「ア　市立図書館における子どもの読書活動の推進」の「主な取組」といたしまして、７ページにお進みいただきまして、「年齢に応じて子どもが本を選べる読書支援」では、「えほんだいすき」、「かわさき子ども読書１００選」、「『１０代に突入したアナタ』におくるブックガイド」など、ブックリスト等を配布、ホームページに掲載するなどの取組を進めてまいります。また、「ボランティアと連携した子どもの読書活動の支援」では、「ボランティアの活動の場や機会の確保、スキルアップ講座、入門講座の実施」や「『おはなし会ボランティア連絡会』を開催」するなどの取組を進めてまいります。そのほか、「子どもの読書活動の推進のための学校との連携」では「授業支援図書セットの提供」などに取り組んでまいります。次に、「イ　子どもの成長を支える施設やボランティアなどによる子どもの読書活動の推進」の「主な取組」といたしまして、「子育て支援にかかわる施設等における子どもの読書活動の推進」では、「地域子育て支援センター等で絵本の読み聞かせ等を実施」するなどの取組を進めてまいります。８ページにお進みいただきまして、「（３）学校における子どもの読書活動の推進」として、学校図書館機能の充実や児童生徒の読書活動等の推進のほか、様々な支援を必要とする子どもたちに対する読書支援活動につきましては、図書ボランティア等と連携し、安心して読書活動に親しめる環境づくりを進めてまいります。「主な取組」として、「子どもが利用しやすい学校図書館の環境づくり」では、「学習内容や児童生徒のニーズに応じた特設コーナーの設置、図書紹介、ポップづくり」など、学校図書館の環境づくりの取組を進めるとともに、「特別な支援が必要な児童生徒に対して、図書ボランティアの協力を得ながら、読み聞かせ活動を推進」してまいります。９ページにお進みいただきまして、「総括学校司書・学校司書による読書活動推進への支援」では、連絡会や研修会を実施するとともに、「学校司書の配置拡充」では、令和６年度までに小学校への全校配置に向けた取組を進めてまいります。次に、「（４）『かわさき読書の日』を中心とした啓発活動の推進」といたしまして、「子ども読書の日」や「かわさき読書の日」に合わせて、図書館やおはなし会ボランティア等と連携しながら、特色ある読書活動推進の広報・啓発活動を進めてまいります。また、「読書のまち・かわさき」通信により、様々な子どもの読書活動推進に関する情報を広く発信するとともに、企業等とも連携した読書活動の普及啓発の取組を進めてまいります。「主な取組」として、「『かわさき読書の日』に合わせた子どもの読書活動の広報・普及啓発」では、「児童生徒から募集した読書ポスターや標語、本の紹介文の表彰、及び特に優れた実践団体、個人や学校に対して読書活動優秀団体表彰等を実施」するなどの取組を進めてまいります。１０ページにお進みいただきまして、「企業等と連携した子どもの読書活動の普及啓発活動の推進」では、「川崎フロンターレとの連携・協働により、選手等による読み聞かせや人形劇などのイベントの開催」や「選手による推薦図書リーフレットなどの啓発物の作成・配布」に取り組んでまいります。

次に、「４　計画の推進に向けて」の「（１）計画の進行管理」でございますが、本計画を、かわさき教育プラン第３期実施計画における事務事業「読書のまち・かわさき推進事業」に位置づけ、プランの点検・評価において進行管理を行ってまいります。次に、「（２）計画の推進体制」でございますが、「ア　『読書のまち・かわさき』事業推進会議」、「イ　『読書のまち・かわさき』

子ども読書活動連絡会議」、「ウ　市立図書館と学校図書館との連携会議」において、協議や意見聴取、情報交換等を行うとともに、関係機関と連携しながら、子どもの読書活動を推進してまいります。

なお、報告事項Ｎｏ．５資料として、「読書のまち・かわさき　子ども読書活動推進計画（第４次）（案）」本編をお配りしておりますので、後ほど御参照ください。

説明は、以上でございます。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等ございましたらお願いします。

石井委員。

【石井委員】

ありがとうございました。おはなし会というのが何か所か出てきたのですけど、おはなし会とは具体的にはどんな活動でしょうか。

【小島中原図書館長】

中原図書館でございます。

図書館で行っているおはなし会につきましては、現在職員が行っているものもございますが、多くは地域のボランティアの方々がお話をしていただくということになります。おはなし会の研修を受けた一定程度の技術を持った方々がお集まりになられて、毎月勉強会等をされながら行っています。各図書館によりまして団体の数は違いがございますけれども、現在コロナの関係で毎週やっていたことができなかったりということもございますが、通常は毎週水曜日、子どもたちを集める会を行って、そこでボランティアの方々、それから職員も入りまして、お話、絵本の読み聞かせ、それからペープサートであったり、手遊びであったりというようなことを行いながら、子どもたちに読書普及をしているということでございます。

以上でございます。

【石井委員】

読み聞かせとは違うのですね。

【小島中原図書館長】

絵本の読み聞かせも行っておりますので、読み聞かせもやっております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

２つあります。

１つは感想ですけれど、私も学校で図書ボランティアをやっておりまして、今日も午前中、学校の図書館で選書をしてきたところでしたので、このように充実した計画を立てていただいて、本当に感謝しております。私の子どもが通っている小学校、今年司書さんが配置されまして、こちらの資料のほうにも貸出しの数が全然違うよというところが書いてあると思うのですが、私もボランティアとして学校に通っていても、司書さんが来てからというのは、子どもたちが図書室に来る回数も増えましたし、本への興味が本当に広がったなという。コロナでやっぱり図書室が使えなかったということもあるのですけれど、図書室に来る子どもたちがすごく生き生きとした顔で来て、本を選んで借りていってくれる姿を見ると、本当に大変うれしく感じていますので、司書の拡充、引き続きお願いしたいと思います。

もう１つは、外国につながるお子さんへのお話が資料の７ページにあったと思うのですけれども、例えば結構マイナーというか、英語圏じゃない国につながりのあるお子さんが川崎市は多いということで、前にそういう言語の本を探すのがすごく大変だという話を、何かで聞いたことがあって、やっぱりそういうところで力を発揮するのが図書館だと思います。ただ、図書館に行ける環境にあるお家ばかりではないと思うので、例えばネパール語とか、そういうあまりなじみのない言語の本を学校のほうから図書館のほうに、例えば依頼をして、そういうお子さんのために借りるみたいな、そういう仕組みとかというのは整っていたりしますか。

【小島中原図書館長】

大変申し訳ございません。公共図書館では基本的に外国語は英語、それから中国語、韓国語というのを主体として集めております。さっきもお話がありましたようなペルー語というのでしょうか、そういう特殊な言語につきましては、そういういろいろな言語を使った絵本のシリーズというのも持っている場合がございますが、個別にそれだけを集めているということはございませんので、全くないとは申し上げられないのですが、数は少ないという状態でございます。

ただ、もしあれば、公共図書館と学校とは団体貸出し等の交流がございますので、御要望があれば貸出しというようなことも可能になっております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

学校での取組として、今、日本語指導の問題とかもある中で、少しずつ進んでいるところもあるのですが、学校の情報はありますか。こんな取組をしていますよという。

【小川多摩区・教育担当担当課長】

ありがとうございます。学校のほう、やはりいろいろな国の外国につながるお子さんがいらっしゃるということで、本の選定につきましては、やはりそれぞれの学校で図書担当の教員や学校司書、統括学校司書、図書ボランティアの方々の御意見を頂きながら、学校の運営費の予算の中の範囲で購入して、世界各国の本のコーナーを設けたり、あとは外国の本の読み聞かせをする場合もございます。そのように対応してございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

【高橋委員】
なかなか拡大の早いものに対応させていくというのは相当難しいと思うので、すぐに何か対応してくださいというわけではないのですけれども、長い目、広い目で見て、あとＳＤＧｓですとか、今ちょっと日本全体が内向きになっているなという、私としては不安というか、そういう思いもあるので、外国につながるお子様たちのためじゃなくても、いわゆる日本語をしゃべる、日本だけで育った子たちのためにも、世界を広げるという意味でも、いろいろな言語の本があったり、いろんな文化が知れるということは良いかなと思うので、そういう広い意味でまた取り組んでいただければなと思います。

【小田嶋教育長】
ありがとうございます。
ほかには。
石井委員。

【石井委員】
今の話に関連しまして、スペイン語ですけれども、ネットで日本の童話をスペイン語に訳してある浦島太郎とか、数はすごく少ないのですけれども、いろいろな言語を見ると、童話の翻訳であるとか、ことわざであるとか、そういったところがあるのですよね、スペインであるとか、いろいろなヨーロッパの国でも。ですから、本そのものではなくても、ネット上から引いて来られるというのが幾つかあります。ただ、内容的には、大体英語からその言語に翻訳をしているので、日本語から直接翻訳した内容とは若干異なったりはするのですけれども、利用できますので、ぜひ探してみたら広がると思います。

【小田嶋教育長】
ありがとうございます。
ほかに。
岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】
御説明ありがとうございます。私は先ほどありました情報化がうまくいくかどうかは、これだと思っているのですね。この読書のまち・かわさきの施策がうまくいかないと多分駄目だろうなと思っていて、なぜかというと、新しいものを創造しようとしたときには、長文を読みこなしたりだとか、またはイスラム圏の童話を読んでいるお子さんが出す発想と日本の童話で育った方が出す発想との違いの中から新しいものが生まれてきてというようなことがあるので。
それから長文が読めるようになっていかないと、ＧＩＧＡスクール構想で入ってくるものは多分単文化していって、簡単に答えを出していく方向になっていくのだと思うのですね。検索と探索は違うので、ＧＩＧＡは気をつけないと検索で答えを見つけようとしてしまうのですが、それでは教育にならなくて、やっぱり探索していって、自分で答えを見つけていかなくてはいけない

と思いますので、そういった意味で非常に、これ、期待しているし、これをぜひ促進していかなくてはいけないし、いつも本が子どもたちの身近にあるのが当たり前が川崎だよというふうに、ぜひなってほしいなという思いが強いものですから、ぜひこれを進めていくと同時に、検索に端末をうまく使えないかなだとか。

先ほどおっしゃったようにいろいろなところと連携を組むと、もっと仮想の図書館が広がっていって、いろいろなことができるかなと思ったりもしますし、図鑑類が大分変わってきているはずですので、そういったものもＧＩＧＡとかをうまく使うとさらに生かせるのではないかなと。そうすると、新しいまた視点とか発想とかが出てくるんじゃないかなと思います。

これもまた先ほどと同じで、ぜひ川崎のこれからの教育を、運命を担っているというと少し大げさ過ぎるのですけれども、先ほど言いました情報化と対になって、とても大事なものだと思いますので、ぜひぜひ強力にさらに進めていっていただきたいなと思います。感想になってしまいましたが。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。やはり昨今の子どもたちの活字離れというのも、こういうところにもきているなというのを実感していたところですけれども、子どもたちが本を読まなくなったということの中には、多分同じ時間をほかのものに使っていることもあるのだと思うのですね。例えば、首都圏ですとかなり塾に通ったりとか、習い事をしたりというお子さんも非常に多いのですけれども、ぜひ司書の先生がいると本を借りる子どもたちの目の輝きが違うとか、そういったことは結局身近にいる大人たちの関心の度合いというのを子どもたちがすごく敏感に受け止めているのだなと思いますので、司書の先生に限らず学校の先生方とか、周りにいる大人からぜひそういういろいろなプラスな発信をしていっていただきたいなと思いました。

やはり学習状況調査の中でも長文読解が弱いというところは、どうしても出てきているような気がしますので、コミュニケーションを取る一番基本になる言語の部分というのも、ぜひ大事なのだよという発信をし続けていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。読書のまち・かわさきについては、私のところの卒論の学生も何年か前にお世話になって、書かせていただいたこともありますので、とても興味を持って以前から拝見しております。

２つほどあるのですけれども、先ほど高橋委員からあった読書のボランティアですよね。そういうボランティアの方々とか、それからＮＰＯとか、ボランティアグループとか、そういう方々がこの読書のまち・かわさきをかなり支えているというように思うのですね。ただ、この頂いた計画の冊子そのものもそうですけれども、初めからボランティアとかＮＰＯが存在しているということを前提につくられているような気がするのですけれども、ボランティアの育成であるとか、ＮＰＯ、ボランティア団体の育成、支援、その辺りが見えないのですけれども、この計画の中で、ここでそれをやっているというのがあれば教えていただきたいし、あまり明確にやっていらっしゃらないようであれば、この計画の中でもっと民間の支援グループであるとか、ＮＰＯとか、ボランティアをどんどん育成していくという、その辺りの取組も重要であるかなと思いました。それが１点です。

もう１点は、読書ということの概念がどう変わっていくかということが気になっていて、先ほどの御紹介であった全国学力・学習状況調査の調査票を今ネットで検索してみたのですけど、これを見ても、どのくらいの時間読書をしますかと書いてあって、教科書や参考書、漫画や雑誌を除きますと書かれているだけなので、いわゆる電子図書みたいなものがここでは非常に曖昧な位置づけになっているのですよね。ですから、今後、読書とか本を読むというときに、そういう紙のものだけではなくて、電子化されたものも含んでいくのか、そうじゃないのか、その辺り、やはり読書のまち・かわさきを推進していく上では明確にしていかなければいけないんじゃないかなと感じました。その辺り、もし何か今お考えのことがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ボランティア、地域団体の御指摘について、お願いします。

【小島中原図書館長】

お手元の概要版の７ページをごらんいただきまして、中ほどにボランティアと連携した子どもの読書活動の支援というところがございます。この中にボランティアの活動の場の機会の確保や、スキルアップ講座、入門講座の実施ということで、これは図書館では、今までお話のボランティアとかをやってみたいけれどもやったことがないという方、それからボランティア活動をしているけれども、いろいろとどうやっていいのか分からないというようなことがあったときに、そういうことを専門にやっていらっしゃる講師の方をお呼びしたり、もしくは長年やっていらっしゃるボランティアの方を講師にして実際やっていただいたりということでスキルアップ講座、それから入門講座のようなことを年に必ず１回ずつやるような形にしております。

それで全てということではないと考えておりますけれども、地域の方々の皆様に御理解いただき、支援を頂きながら、公立図書館の中ではおはなし会をやっております。

また、当然職員のほうも、それにプラス様々な講座などに出て技能を高めることで、ボランティアの方からの御質問などにもお答えできる体制を取っていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【田中委員】

ごめんなさい。聞き逃していました。すみません。

あとグループとしての活動とか、ＮＰＯとか、その辺の組織運営上も含め、どんどんサポートしていくと良いなというふうに感じました。

【箱島生涯学習推進課長】

先生、ありがとうございます。図書ボランティアの件、計画のところにしっかり位置づけたほうがいいのではないかという御質問だったかと思います。昨年、「市民館・図書館のあり方」をつくりまして、その中では、図書ボランティアの部分については、図書館の運営もサポートするボランティアとか、いろいろなボランティアを育成していきたいということで、ちょうど地域の力を育む図書館というところで位置づけをさせていただいております。こちらのほうに、中身の本編のほうは、昨年に「あり方」をつくっていますので、行きたくなる、まちに飛び出す、地域の力を育むということを盛り込んで、要素としては整合性を取りながらつくったものでございますので、趣旨としてはしっかりと取組を進めてまいりたいと思ってございます。

それと、田中委員が今おっしゃっていた電子書籍の部分につきましては、ちょうど本編のほうの１６ページ、１７ページのところの「第４次計画の策定に向けて」というところになってございます。１７ページに入ってきている、ちょうど中段以降のところに、昨年コロナの中で図書館を閉めざるを得なかったという状況の中では、ＩＣＴをなるべく活用していけるようなものを考えていきたいという、次期図書館システムに合わせて電子書籍等もどのようにできるかという検討も進めております。そうした中では、電子媒体というのはどんどんＧＩＧＡスクール端末も含めて入ってくると思いますので、そうしたものがおそらく学習調査とか、そうしたものにも今後反映されてくる可能性というのはあるのかなと考えてございます。ただ、民間において、この計画をつくる中でも電子書籍がどのくらい使えますかみたいなのというのは、いろんな統計が出てきているところもあって、今の１０代よりは２０代くらいの世代の方が比較的使っていて、割とそこ以降の方というのは、特に高齢層とかは低いというような結果がよく出ておりますので、今後例えば、いろいろな電子媒体とか、いろいろなものが増えてくる中で、どれくらい普及するかにもよって、我々も推移を見ていかなければいけないのかなと思います。

お子さんたちは端末を１台持って、そこでいろいろなものを始めているというので、もちろん岡田委員がおっしゃったように、活字の問題とか、単文化とか、そういう課題も一方で出てくるとは思いますが、電子化についてはやはり時代の流れですので、それをしっかり見極めながら、取組を進めていければと考えてございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。よろしいですか。

それでは、報告事項Ｎｏ．５について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

＜承認＞

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項Ｎｏ．５は承認といたします。
ここで１０分程度休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】
＜了承＞

【小田嶋教育長】
それでは、再開は１０分後ということで、１６時２０分過ぎくらいに再開ということでお願いします。

（１６時１２分　休憩）
（１６時２０分　再開）

【小田嶋教育長】
会議を再開いたします。

６　議事事項Ⅱ

議案第４１号　公益財団法人川崎市学校給食会「次期　経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

【小田嶋教育長】
続いて、議事事項Ⅱに入ります。
「議案第４１号　公益財団法人川崎市学校給食会『次期　経営改善及び連携・活用に関する方針案』の策定について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【大島健康給食推進室担当課長】
それでは、「議案第４１号　公益財団法人川崎市学校給食会『次期　経営改善及び連携・活用に関する方針案』の策定について」、御説明させていただきますので、お手元の「議案第４１号」の２ページをごらんください。
初めに、資料上段の「法人の概要」についてでございますが、当該法人は、市立小学校・中学校・特別支援学校１７０校、約１１万人のそれぞれの校種ごとの献立に必要な給食物資の調達に関する事業として、安全・安心で良質な食材を安定的・継続的に供給するなど、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的として設立された公益財団法人でございます。
次に、「本市施策における法人の役割」についてでございますが、本市では、学校給食を活用した小中９年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、様々な経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しています。当該法人は、市立学校の学校給食に係る物資の調達業務を行っていますが、物資の価格だけでなく、国産食材を基本とした様々な食材を使用し、味・品質・安全性等にも考

慮するなど、本市の給食献立の方針に適した物資を選定するとともに、公益性の視点を持って納入できる業者を選定し、給食物資を共同購入することにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給し、保護者や学校運営の負担軽減を図っています。また、市と連携して学校給食に関する事業を行うことにより、本市施策における食育の推進に寄与する役割を担っております。

次に、「法人の取組と関連する市の計画」は、ごらんのとおりでございます。

次に、「現状と課題」についてでございますが、「１　現状」の１ポツ目にございますとおり、令和３年度からの学校給食費の公会計化により、令和３年度以降の学校給食費の徴収及び給食物資の調達については、本市の事業となりました。２ポツ目にございますとおり、給食物資の調達については、当該法人が本市と委託契約を締結し、受託事業として約１１万食分の市立学校の安全・安心で良質な給食物資を安定的に供給してまいりますが、今後も物資の規格管理、衛生管理や情報提供、業者指導の徹底が必要となります。また、３ポツ目にございますとおり、令和２年度までの学校給食費に係る債権については、引き続き、当該法人が未納金の回収を行ってまいりますが、過年度分の債権となり、年度を追って回収が困難なものとなることが予想されますので、より一層、未納の回収に取り組む必要がございます。こうした状況を踏まえて、「取組の方向性」についてでございますが、「１　経営改善項目」といたしましては、１点目に、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、経費の節約を行うことで、安定的・継続的な事業運営を推進していくこと。２点目に、当該法人の事業推進に当たっては公認会計士の定期指導等によるチェックを重点的に行いながら、引き続き正確で透明性のある会計処理を行っていくこと。３点目に研修や服務チェックシートの活用等により、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識の向上を図ることを掲げております。また、「２　連携・活用項目」といたしましては、今後も、本市の給食運営の方針に沿った安全・安心で良質な給食物資を安定的に供給するために、規格衛生検査の実施や給食物資の交換等の迅速な対応を本市と連携して行うこと、給食食材を活用した食育事業等により、市と連携して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進していくことを掲げております。

次に、３ページの「１．本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画」についてでございますが、「４カ年計画の目標」といたしましては、施策推進に向けた事業計画として、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に学校へ供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めること、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査等を行うこと、給食食材を活用した食育事業等を行うことなどにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与してまいります。「経営健全化に向けた事業計画」といたしましては、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、収支相償・収支均衡を意識した、安定的・継続的な事業運営を推進してまいります。「業務・組織に関する計画」といたしましては、正確で透明性のある会計処理の確保、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識向上などの取組を推進し、法人組織体制の強化を図ってまいります。以下、事業・項目ごとに指標や目標値を一覧で示させていただいております。

次に、今、ごらんいただきました事業・項目ごとの計画について御説明します。４ページの「２．本市施策推進に向けた事業計画①」をごらんください。「安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給」についてでございますが、「現状」といたしましては、１ポツ目にあるとおり、当該法人

は市立学校１７０校、約１１万人のそれぞれの校種ごとの統一献立における給食物資の共同購入を行うことにより、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給しており、２ポツ目に、安全面では、規格基準書に基づき、必要物資を登録業者に提示し、入札及び物資選定委員会において、この基準に合格した食材を学校に提供しています。３ポツ目として、学校や学校給食センターから納品された給食物資の不具合に関する連絡を受け付けた場合は、直ちに状況を確認の上、必要に応じて給食提供前に速やかに交換等の対応をし、指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させるなど、再発の防止に努めています。４ポツ目として、給食物資が起因となる食中毒の事故を防止するため、必要な衛生検査を実施しています。「行動計画」といたしましては２ポツ目にあるとおり、学校給食用物資納入業者登録数については、競争性を保ちつつ、今後も登録業者が規格基準書に定める物資を、本市の学校給食に支障なく納品できる体制を維持してまいります。３ポツ目として、物資の交換による対応については、製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、納品業者への事前の注意喚起や指導を徹底し、指摘のあった物資の納品業者に対しては、改善策を提出させ、その履行状況を確認することで再発の防止に努めてまいります。４ポツ目といたしまして、必要な衛生検査を実施することで、給食物資が起因となる食中毒の発生を未然に防いでまいります。以上のことから、「指標１　給食停止等の発生件数」につきましては、給食物資が原因となる給食提供停止等の発生件数を０として維持することを目標にするものでございます。「指標２　学校給食用物資納入業者登録数」につきましては、今後も安全・安心で良質な食材を安定的・継続的に供給していくためには、競争性を保ちつつ「規格基準書」に定める給食物資を、本市の学校給食に支障なく納品できる事業者の登録数を確保し続けることが重要と考えており、現状では安定的に納品できていることから２８社以上を確保することを目標としたものでございます。「指標３　物資の交換等による対応数」につきましては、製造過程の原因により繰り返されているものなど、再発防止の取組によって改善可能と思われるものが年間約２５件程度あることから、これらを４年間で半減させ、令和３年度の見込みである９０件から段階的に３件ずつ減少させ、７８件とすることを目標としたものでございます。「指標４　食中毒発生件数」につきましては、給食物資が起因の食中毒の発生件数０として維持することを目標にするものでございます。「指標５　事業別の行政サービスコスト」につきましては、学校給食費の公会計化に伴い、令和３年度から給食物資購入費は本市からの委託料として支出されるため、本市作成方針により、これを含めた目標値となります。現在の給食単価・実施回数、各年度の児童生徒数の推計値等を基に算出し、令和６年度までは児童生徒数の増に伴い、物資購入費も増加する見込みですが、引き続き効率的・合理的な事務執行体制を図り、計画的に事業を実施するための目標としているところでございます。

次に、５ページの「本市施策推進に向けた事業計画②」をごらんください。「成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進」についてでございますが、「現状」といたしましては、学校給食献立連絡調整会議への参加、給食会だよりの発行と学校への配布、給食食材を活用した食育事業等を通じて、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しています。「行動計画」といたしましては、食育関連事業を継続して実施するほか、給食物資納入業者等の協力の下、小学生を対象とした給食物資に関する食育教材を市と連携しながら作成し、ＧＩＧＡ端末等を用いて、より多くの学校に活用してもらえるような取組を新たに進めてまいります。また、教材を視聴した児童にアンケートを実施し、食育教材の成果と課題について検証してまいります。以上のことから、「指標１　食育教材を活用した学校数」につきましては、まずは栄養教

諭が配置されている小学校で活用し、その課題や成果を検証した後、令和６年度から小学校全校で活用していくということを目標としているものでございます。「指標２　食育教材を視聴した児童の理解度」につきましては、児童への食育の推進に寄与する取組としてより高い成果を上げることを目標とするため、令和７年度までに９０％とすることを目標値としたものでございます。

次に、資料下段の「３．経営健全化に向けた事業計画①」をごらんください。「安定的・継続的な事業運営」の取組でございますが、「現状」といたしましては、１ポツ目といたしまして、これまでも、コスト意識を持った効率的な事務執行体制の構築を図るため、給食管理システムの導入や送金方法の見直し、電子データの積極的な活用等により業務改善に努めてまいりました。２ポツ目といたしましては、当該法人がこれまで管理してきた令和２年度までの学校給食費の剰余分につきましては、公会計化に伴い、学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡することとなります。「行動計画」といたしましては、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図ることで、収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行い、正味財産が目標値を下回らないように維持してまいります。なお、正味財産の減少要因といたしましては、当該法人が過年度に回収した令和２年度以前の学校給食費の未納金を市に譲渡するためでございますが、当該法人が引き続き債権管理する過年度未納金につきましては、催告状の発送や家庭訪問等により、引き続き回収に努めてまいります。以上のことから、「指標１　正味財産の推移」につきましては、令和２年度以前の未納給食費の回収及び市への譲渡による財産の減少を踏まえながら、法人の正味財産を維持することを目標とし、「指標２　経常収支比率」につきましては、収支相償・収支均衡の観点から、経常収益と経常費用の割合が１００％になることを目標とするものでございます。

次に、６ページの「４．業務・組織に関する計画①」をごらんください。「公益法人会計基準に則った会計処理」の取組でございますが、「現状」といたしましては、当該法人は年間約５０億円の事業を担っており、その収支には複数の職員が関わって厳重なチェック、代表理事と業務執行理事の承認のほかに、公認会計士による定期的なチェックが行われております。「行動計画」といたしましては、引き続き複数のチェック体制の構築が図れるよう、代表理事と業務執行理事の承認のほかに、公認会計士が定期指導時のチェックを重点的に行いながら、正確で透明性のある会計処理を行ってまいります。以上のことから、「指標１　公認会計士による定期的なチェックの履行率」につきましては、年１２回ある公認会計士の定期指導時に通帳の照合や会計伝票等のチェックを確実に履行し、正確で透明性のある会計処理を行うため、各年度の履行率を１００％とするものでございます。

次に、下段の「４．業務・組織に関する計画②」をごらんください。「職員の資質向上に向けた取組」でございますが、「現状」といたしましては、公益財団法人職員としての資質向上を図るため、全国公益法人協会で行われている研修会への参加、職員の資質向上のための内部研修を実施しています。「行動計画」といたしましては、引き続き、全国公益法人協会の研修会へ参加することで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図るほか、研修に参加した職員が講師となり、ほかの職員に対して研修を実施するなど、法人内部での人材育成についても推進してまいります。また、法人職員が留意すべき事項を再確認し、コンプライアンス意識の向上を図ることを目的に、新たに、定期的にチェックシートによる自己検証を行います。以上のことから、「指標１　法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催」につきましては、これまでの取組による実績を踏まえ、現状値と同じ「１７回」を令和７年度までの目標値としたものでございます。

「指標２　服務チェックシートの正答率」につきましては、コンプライアンスの推進にあたり、法人職員が留意すべき事項は、全ての職員が理解する必要があることから、チェックシートの職員全員の正答率が１００％となることを目標としたものでございます。

次の７ページからの「(参考) 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧」についてでございますが、各指標の算出方法、指標の考え方、目標値の考え方等の詳細を示したものでございますので、必要に応じてごらんいただければと存じます。

次に、１０ページの「５．財務見通し」をごらんください。資料の上段左側から、正味財産増減計算書、貸借対照表、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出等、財務に関する指標について、令和２年度の現状値と令和３年度から令和７年度までの見込みを推計したものでございまして、その下に、法人及び本市のコメントを記載させていただいております。「法人コメント」の「現状認識」にありますように、令和３年度からの学校給食費の公会計化により、給食物資の調達については、本市と委託契約を締結し、市からの委託料により食材の調達を行うため、給食物資購入に係る収支は一致することとなります。また、当該法人の担う事業の性質上、自主財源の確保や経常利益を上げることはなじまず、経常収益はそのほとんどが市からの補助金と委託料となります。「今後の見通し」といたしましては、令和２年度までに当該法人が徴収、管理してきた過年度の学校給食費の剰余金及び各年度中に回収した学校給食費の過年度未納金は市に譲渡することとなるため、その分は正味財産から減少することとなりますが、引き続き、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行ってまいります。本市の「今後の見通しに対する認識」でございますが、当該法人は安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に調達するという公益的使命を果たすことで、毎日約１１万食にも及ぶ本市学校給食の根幹を支えてきた、給食の円滑な実施に不可欠な法人です。しかしながら、当該法人の事業内容には収益性がなく、基本財産も少額で運用収入による独立採算を求めることも困難であるため、引き続き市からの補助金、委託料により、組織運営に必要な人件費、事務経費等を執行してまいります。令和２年度までに法人が徴収、管理してきた過年度の学校給食費を市が受け入れ、「学校給食運営基金」に積み立てることによる正味財産の減少はございますが、今後も効率的・合理的な事務執行により、安定的・継続的な事業運営の維持に努めていただきたいと考えております。

最後に、繰り返しになりますが、当該法人の事業は収益を上げることが目的ではなく、毎日、安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給していくという公益的使命を達成することが大前提となっております。現在も、給食物資が原因となる給食提供の停止や食中毒事故等を発生させることなく、安定的で円滑な学校給食運営を行えておりますが、このことは当たり前なことではなく、この体制を維持し続けることが当該法人の使命であると考えております。また、食育という視点からは、目標としている食育教材の活用を通して、学校数を増やしながら、児童の成長期における「食」に関する知識を高めていきたいと考えており、まずは小学校全校への展開に向けて取り組んでまいります。

別添の「議案第４１～４２号　資料」につきましては、総務企画局行政改革マネジメント推進室が作成しました、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」策定の趣旨や方針策定の考え方等を記載した資料でございまして、この後、生涯学習推進課から御説明いたします、議案第４２号と共通の参考資料となっておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】
御質問等ございますでしょうか。
高橋委員。

【高橋委員】
御説明ありがとうございました。
５ページのところで、これまで食育の講座については、たしか漁業関係者の方がいらして、出前講座みたいなのをしていただいていたと思うのですけれども、コロナのこともあって、食育の教材を新しく作っていただくという流れになったのかなと思います。
これは、ちなみにどういうところで見るような、具体的に何かあるのであれば、どういう時間に流れるようなものなのかなというのをお聞きしたいなと思いました。例えば給食を食べながら見るのか、その辺りを教えてください。

【小田嶋教育長】
お願いします。

【北村健康給食推進室担当課長】
ただいま委員がおっしゃったように、これまで給食会では「ぎょしょく出前講座」として実施していたところですが、その実施を、実際に愛南町のほうから来て、カツオとか鯛のお話をしていただいたのですが、限られた学校でしかできていないという指摘をいろいろな方面からされていて、もっと広く食育を図っていく必要があるのではないかということで、今回のこの指標の中には、もっと多くの子どもたちに食育を進めるということで考えていくものです。
それで、どういうことをやっていくかということは、具体的にはまだ検討中ということで、今年度は試行としてやれればいいかなというところがあるのですが、今あるもので例えば、給食会が行う食育ですので、特徴といたしましては給食物資の食材について子どもたちに知ってもらう、こういうものがこういう過程を経て皆さんの給食に来るというような内容等を考えています。
今年度にやれればと思っておりますが、ここに書いてあるのは来年度の４年度から地区１校ではなく７校ぐらいから始めようという計画で、今年度はもっと少数の限られた学校で試行していこうと思っています。
内容としては、例えば、神奈川県給食会からも物資を調達していたり、いろいろなところから調達したりしていますので、そういうところで視覚に訴えられるものを、今探していて、それを活用していきたいと思っています。具体的には、給食の時間というのはあるのですけれども、今、黙食ということが徹底している中で、やはり内容によっては子どもたちが結構反応してくる場合もあって、食べながらマスクを外していく中で、声を上げてしまったりとか、「あっ」とか、「えっ」というのが、やはり気にはなりますので、どういう時間で使っていこうかなというところを含めて、できれば今までの「ぎょしょく出前講座」のように、ある授業の時間を使わせていただいて、やっていければなとは考えております。具体的にもう少し話が進めればいいかなと思いますが、今年度はあと２月、３月しかないので、限られた学校にお願いしてやらせていただければ

と思っているところでございます。
　以上です。

【高橋委員】
　まだ検討中ということであれば、てっきり何か動画を作って、それを配るのかなと思っていたので、そういうことで決まっていないのであれば、いろいろな学校がいろいろな取組をされているので、例えば、学校のオンラインでＧｏｏｇｌｅ　Ｍｅｅｔを使ったりもできるので、いろいろなパターンのものを用意していただければ、大変だと思うのですけれど、試行錯誤しながらやっていただければいいのかなと思います。
　とても期待しておりますので、ぜひ進めていただければと思います。

【小田嶋教育長】
　ほかにはいかがでしょうか。
　石井委員。

【石井委員】
　食育推進コンテストの後援とあるのですが、食育推進コンテストというのはどんな活動なのでしょうか。

【小田嶋教育長】
　お願いします。

【北村健康給食推進室担当課長】
　食育推進コンテストは、川崎市のＰＴＡ連絡協議会が主催しているもので、そこに給食会として参加し、審査をして、給食会が賞を出すみたいな、そういう形の関わり方をさせていただいているところです。
　本年度、ＰＴＡ連絡協議会のほうで行ったのが、子どもたち、または保護者、一般、高校生からもたくさん応募いただきましたけれども、その中で誰に食べていただきたいかみたいな形で、昨年度まではお弁当というテーマでやっていたのですが、今年度は一品料理ということで、主食、主菜、副菜、デザートまで、いろいろな料理が応募されてきました。私もその場に審査員として行かせていただいたのですが、そういうところに参加しながら、子どもたちや保護者が考えた料理をコンテストで審査して、受賞作品を選んでいくというような、取組に参加しているということでございます。
　以上です。

【石井委員】
　それは、年１回ですか。

【北村健康給食推進室担当課長】
　はい、年１回です。

【小田嶋教育長】
ほかにはいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、議案第４１号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】
＜了承＞

【小田嶋教育長】
それでは、議案第４１号は原案のとおり可決といたします。

議案第４２号　公益財団法人川崎市生涯学習財団「次期　経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

【小田嶋教育長】
次に、「議案第４２号　公益財団法人川崎市生涯学習財団『次期　経営改善及び連携・活用に関する方針案』の策定について」の説明を生涯学習推進課長、お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】
生涯学習推進課長です。よろしくお願いいたします。
それでは、「議案第４２号　公益財団法人川崎市生涯学習財団『次期　経営改善及び連携・活用に関する方針案』の策定について」、御説明させていただきますので、お手元の「議案第４２号」教育委員会資料の２ページをごらんください。
初めに、「法人の概要」についてでございますが、本法人は、本市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することを目的として、設立された公益財団法人でございます。次に、「本市施策における法人の役割」についてでございますが、本法人は、本市の生涯学習の推進のため、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援や学習ニーズに対応した学習の場の提供をはじめ、学校教育やＮＰＯ法人等との連携による地域人材の育成など、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的・主体的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めることとしております。次に、「法人の取組と関連する市の計画」は、記載のとおりでございます。次に、「現状と課題」についてでございますが、「１　現状」といたしましては、これまでも新たな事業の展開や受講料・施設使用料の改定、組織体制や各事業等の見直しを行い、収益の改善並びに経費の削減に取り組んでまいりましたが、平成２２年度から恒常的な赤字が続いております。こうした状況を踏まえまして、「取組の方向性」についてでございますが、「１　経営改善項目」といたしましては、安定的な財政基盤の確保のため、収入の増加及び管理費の縮減に向けた取組を着実に行い、より一層自主・自立した経営に向けて取り組むこととし、「２　連携・活用項目」といたしましては、１つ目で、中間支援

組織の特性を生かし、学校教育やＮＰＯ法人等との多様な主体との連携を進めることで、市民の学習機会の充実を図ること、２つ目で、市民自らの知識や技術を地域づくりに生かすための活動を支援すること、３つ目で、市の事業と連携しながら多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることなどを掲げております。

次に、３ページをごらんください。「１．本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画」についてでございますが、「４カ年計画の目標」といたしましては、本市の生涯学習の推進のため、法人としてその担い手の役割を果たしながら、市民の誰もがいつでも、どこでも自主的・主体的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めるとともに、公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、収益増に取り組むほか、組織体制や事業等の効率性を高めることで、コスト縮減を図り、安定的な経営基盤の確保を図ってまいります。以下の表については、事業・項目ごとに指標や目標値を一覧で示しております。

詳細を説明いたしますので、４ページの「２．本市施策推進に向けた事業計画①」をごらんください。「生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業」についてでございますが、「現状」といたしましては、かわさき市民アカデミー協働事業や青少年学校外活動事業、シニア活動支援事業などを実施しております。「行動計画」といたしましては、１つ目として、かわさき市民アカデミー協働事業については、広報や会場確保等の活動支援を継続し、参加者の増加を目指すとともに、２つ目の青少年学校外活動事業については、事業内容の魅力向上に努め、定員までの充足を目指してまいります。また、３つ目では、生涯学習ボランティアの養成講座をはじめとするシニア活動支援事業を行い、生涯学習に取り組むシニア世代の拡充を目指します。以上のことから、「指標１　事業参加者数」につきましては、令和２年度の現状値を「３，５３９人」、令和７年度の目標値を「１万５００人」としました。新型コロナウイルス感染症の影響のない平成３０年度を基にして、市民アカデミー協働事業の定員の減や、特別支援教育ボランティア派遣事業の見直し等による減員等を勘案し、その後の増加を見込み、令和７年度の目標値として設定をしたものでございます。「指標２　事業参加者満足度」につきましては、令和３年度に実施をしたアンケートを参考とし、満足度が８０％を超えている講座の平均値を、令和７年度の目標値「８４％」として設定したものでございます。「指標３　事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和２年度の現状値は、本市財政支出が「１，８３３万１，０００円」、直接事業費が「１，９５０万２，０００円」で、令和７年度の目標値は本市財政支出が「１，９２４万円」、直接事業費を「２，７４６万１，０００円」としたものでございます。

次に、５ページの「本市施策推進に向けた事業計画②」をごらんください。「生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」についてでございますが、「現状」といたしましては、生涯学習プラザ情報コーナーの紙媒体情報、生涯学習情報誌「ステージアップ」による情報提供を行うとともに、法人が運営するホームページ「かわさきの生涯学習情報」で、市や関連施設、団体等の生涯学習情報を広く発信・提供しています。「行動計画」といたしましては、引き続き、生涯学習情報の情報提供元と連携しながら、生涯学習情報を収集し、各媒体で情報提供を行うとともに、広く情報発信・提供していけるようにホームページの充実を図ります。以上のことから、「指標１　ホームページアクセス数」につきましては、令和２年度の現状値は「１６万７，０８９件」で、令和７年度の目標値は「１８万７，０００件」としたものでございます。こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響がない平成３０年度の現状値を基にして、その後の増加を見込み、令和７年度の目標値として設定をしたものでございます。「指標２　学習情報

掲載件数」につきましては、令和２年度の現状値は「１，６２３件」で、令和７年度の目標値は「２，２００件」としたものでございます。こちらは、令和３年度の実績見込みを基にして、その後の増加を見込み、令和７年度の目標値として設定をしたものでございます。「指標３　事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和２年度の現状値は本市財政支出が「１，０９１万１，０００円」、直接事業費が「１，２５２万２，０００円」で、令和７年度の目標値は、本市財政支出が「１，０９１万１，０００円」、直接事業費を「１，２５２万２，０００円」としたものでございます。

次に、下段「本市施策推進に向けた事業計画③」をごらんください。「寺子屋先生養成事業」についてでございますが、「現状」といたしましては、市からの委託を受け、「地域の寺子屋事業」で学習支援の活動をする寺子屋先生を養成する講座を各区で開催しています。「行動計画」といたしましては、寺子屋先生として活躍する人材の確保を図るため市と連携しながら寺子屋先生養成講座を実施します。以上のことから、「指標１　寺子屋先生養成講座を受講した人数」につきましては、令和２年度の現状値は「９１人」で、令和７年度の目標値は「１９５人」としたものでございます。寺子屋事業の拡充に合わせて、必要な受講者数を算出し、目標値として設定したものでございます。「指標２　寺子屋先生養成講座受講者満足度」につきましては、令和３年度に実施したアンケートを参考とし、満足度が８０％を超えている講座の平均値を、令和７年度の目標値「８４％」として設定をしたものでございます。「指標３　事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和２年度の現状値は本市財政支出が「６９万６，０００円」、直接事業費が「６９万６，０００円」で、令和７年度の目標値は、本市財政支出が「８５万８，０００円」、直接事業費を「８５万８，０００円」としたものでございます。

続きまして、６ページの「３．経営健全化に向けた事業計画①」をごらんください。「自主財源の増加」の取組でございますが、「現状」といたしましては、生涯学習プラザの会議室等の貸出しを行っているほか、収益事業としてスポーツ教室、文化教室、陶芸教室などを実施しています。「行動計画」といたしましては、収益事業・施設提供事業等による収益増によって、安定的な経営基盤の確保を目指します。以上のことから、「指標１　授業料等収入の増加」につきましては、令和２年度の現状値は「１，２８７万３，０００円」で、令和７年度の目標値は「３，０３１万９，０００円」としたものでございます。令和３年度の決算見込額を基にして、年間３％ずつ授業料等収入が増加することを見込み、令和７年度の目標値として設定をしたものでございます。「指標２　施設使用料収入の増加」につきましては、令和２年度の現状値は「１，６３３万５，０００円」で、令和７年度の目標値は「２，３８１万円」としたものでございます。こちらにつきましても、令和３年度の決算見込額を基にして、年間２％ずつ施設使用料収入が増加することを見込み、令和７年度の目標値として設定をしたものでございます。

次に、下段、「経営健全化に向けた事業計画②」をごらんください。「収支改善」の取組でございますが、「現状」といたしましては、これまでも組織体制や事務分担、委託業務、事務経費など恒常的な経費の見直しを行い、収益の改善並びに経費の削減に取り組んでまいりましたが、平成２２年度から恒常的な赤字が続いております。「行動計画」といたしましては、引き続き、収支均衡に向けてコスト縮減を図るとともに、安定的な財政基盤の確保のため収入の増加に努め、経常収支比率の改善や正味財産の逓減を抑制するための取組を行ってまいります。以上のことから、「指標１　経常収支比率の推移」につきましては、令和２年度の現状値は「９６．２％」で、令和７年度の目標値は「１００．２％」としたものでございます。本法人の経営収支の改善に向

け、収益を最大限確保する経営を行い、経常収支比率が１００％を上回ることを、令和７年度の目標値として設定したものでございます。「指標２　正味財産の推移」につきましては、令和２年度の現状値は「２億９，４７６万９，０００円」で、令和７年度の目標値は「２億８，０７１万７，０００円」としたものでございます。今後も事業及び管理に関わる経費の増加を抑えつつ、利益を最大限確保する経営を行い、正味財産の逓減を抑制することを目指し、令和７年度の目標値として設定したものでございます。

続きまして、７ページの「４．業務・組織に関する計画①」をごらんください。「人材育成研修の実施」についてでございますが、「現状」といたしましては、職員等の意欲や能力向上を目的に研修を実施し人材育成を行っております。「行動計画」といたしましては、社会的ニーズや時節に応じた研修などを実施しながら、人材育成研修の充実を図ります。以上のことから、「指標１　研修の参加人数」につきましては、令和２年度の現状値は「９０人」で、令和７年度の目標値は「９５人」としたものでございます。

次に、下段、「業務・組織に関する計画②」をごらんください。「事業・業務の点検」についてでございますが、「現状」といたしましては、毎週１回開催する「運営調整会議」及び、毎月１回開催する「経営委員会」の中で各事業・業務の成果と課題の検証を行っております。「行動計画」といたしましては、「運営調整会議」や「経営委員会」を開催し各事業・業務の点検評価を行うことで、課題や改善点を迅速に各事業・業務に反映するとともに、次年度の事業計画にも反映させてまいります。以上のことから「指標１　実施回数」につきましては、令和２年度の現状値は「４９回」で、令和７年度の目標値は「４９回」としたものでございます。

次の８ページから「（参考）本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧」についてでございますが、各指標の算出方法、指標の考え方、目標値の考え方等の詳細を示したものでございますので、こちら後ほど、御参照いただければと存じます。

次に、１２ページをごらんください。「５．財務見通し」についてでございます。資料の上段から、「正味財産増減計算書」、「貸借対照表」、「主たる勘定科目の状況」、「本市の財政支出等」、「財務に関する指標」について、令和２年度の現状値と令和３年度から令和７年度までの見込みを推計したものでございまして、その下に法人及び本市のコメントを記載しております。下段の「法人コメント」でございますが、平成２２年度から恒常的な赤字が続いており、これまでも経費の見直しに努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により一層厳しい財政運営となっているところでございます。今後も引き続き、各事業における事務経費の削減及び組織体制・事務分担の見直しを行い、コスト縮減を図るとともに、多様化するニーズを踏まえ、魅力的かつ多彩な講座の展開、施設の快適性・利便性の向上、施設利用促進のための環境整備や新しい生活様式に対応した取組を行ってまいります。本市の「今後の見通しに対する認識」でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種講座・学級の中止や規模縮小を余儀なくされましたが、今後も、公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、ＩＣＴ等を活用した事業の工夫により受講者・利用者の確保に努めるほか、収益事業による自主財源の確保や事務経費などの節減、各事業の一層の収益改善に取り組み、安定的な運営を目指していく必要があるものと考えております。

公益財団法人川崎市生涯学習財団「次期　経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定についての御説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】
ありがとうございました。
御質問等はございますか。
高橋委員。

【高橋委員】
御説明ありがとうございました。
恒常的な赤字というキーワードが出てきたので、自分のタブレットで、お聞きしながら調べてみたり、いろいろなことを考えてみたのですが、ＰＴＡとかをやっていると、成人教育とかに参加する人数は昔から少なかったのですけど、さらに少なくなったりしていて、そういう部分に何か学んだりする意欲がなくなってしまったのかなと思うことがよくありました。でも一方で、例えばｅラーニングとか､自己啓発とかで市場規模を調べると１０年で３倍になりましたみたいな、いわゆるマーケットというのは広がっているというニュースが出てくると、ニーズはあるのかなとも思うのですけれど、生涯学習財団でやっているものですとか、市民アカデミーの講座の案内が学校やいろいろなところから来るので見ると、すごく魅力的なものがたくさんあって、しかもとても安いじゃないですか、普通の市販店や外のものより。だけれども、こんなにお得なのになかなか受講する人が多分増えていないのだろうなと思っていて、ミスマッチというのがどうして起こっちゃうのかなと、ずっと考えながらお話を聞いていたのですけれど。
ただ、田中先生にもお聞きできたらと思うのですけれど、いわゆる市場が増えているという学習は、例えば、仕事上、ビジネス的に必要になるスキルアップみたいな、資格とか、そういうのはすごく人気があるみたいですけど、生涯学習、こういうところで扱っているような文化的なものとか教養を上げるとか、そういうもののニーズは減ってしまっているのかなということが１つと。
あと、生涯学習は、仕事でキャリアアップしていくための学習ではないじゃないですか。だから､じゃあ､人が来るために資格取得講座をしましょうという場所ではないような気はしていて、生涯学習のこういう場がどういうものを提供していったらいいのか、皆さんのニーズプラスちゃんと収益が上がる、そこのマッチングがうまくいくというところの方向性みたいなのが、あまり見えてきていないのか。ただ魅力的なというだけでは、この状態から脱せられる感じがしないなと思って。なので、生涯学習財団は提供するべきものというところと、あと、世の中のいわゆるニーズとマッチして収益を上げていくというところをどういうふうに考えていくのかというところは、この計画では多分、出ないと思うのですけど、もし何か考えていることがあればお聞かせいただきたいですし、もし、あまり考えていないなら、そういうところをもう少し考えていったほうが良いかなと思いました。

【小田嶋教育長】
課長のほうで。

【箱島生涯学習推進課長】
おっしゃるとおりだと思います。生涯学習部門で、生涯学習財団は公益財団法人ですので、いわゆる一般のカルチャー的なものを積極的にやっていくかというと、そうではないのかなという

ふうに思っています。

ただ一方で、今やっているシニアの事業にしても、要はカルチャーとかではやらないようなものをやっているというのが１つはあると思います。生涯学習の基本のところについては、講座を受けるだけではなくて、そこから人と人がつながっていくというか、そこの部分が、やはり生涯学習としては普通のカルチャーと違うのかなというふうに思っています。いわゆる人づくりをしながら、つながりづくりも一緒にしていく、それは「あり方」の中でも示させていただいていて、さらにその力が地域づくりに生かされていくということが今後の部分では一番大事なのかな。そのために、公益財団法人として、我々のほうでも補助金を渡しながら経営を支えているというところはあると思っています。

ただ、そうはいっても、経営の基盤というのは、しっかりとしていかないといけないということで、１つは講座の魅力につきましては、確かに高橋委員がおっしゃるように、今、年齢層としては先ほどシニアとか青少年とか、そういうところは出ているのですけど、いわゆるリカレント教育ではないですけど、働き世代の部分というのは、まだまだ弱い部分があるのかなというのは財団と話をしています。

それと、やはり生涯学習プラザの位置状況というところもあって、先ほど施設使用料の中で、夜間の部分の施設使用の率というのは、今まで御報告していないけども、あまり高くないです。もともと夜間の利用というのは、市民館でもそんなにすごく高いかと言われると、そんなに高くないです。プラザの場合、ややそこは低くなっている。ここの部分の活用は施設使用収入のところで改善を図っていかなければいけないということも財団と認識をしています。

結果的には、市民館を社会教育振興事業とか非常にニーズが厳しい状態で落ちてきたりしているところはあるのですが、やはり生涯学習に求められている人づくり、つながりづくり、地域づくりというところはしっかりと基盤として持ちながら、いかに魅力あるものをやっていけるかというところを教育委員会も財団と一緒に連携しながらやっていくという必要があると思っています。

以上です。

【小田嶋教育長】

田中委員、今のお話で言いたいこと、補足等がございましたら、お願いいたします。

【田中委員】

ありがとうございます。

まず、高橋委員の最初の御質問ですけども、国が何年かに一度、いわゆる生涯学習に関する世論調査というのをやっているのですね。今、最新で入手できるのが２０１８年の調査結果です。それまで文科省と内閣府が連携して、３年から４年に一度ぐらいでアンケート調査をやってきたのですけど、この２０１８年の調査で急激に変わったのが、個人的な学習が非常に多くなったということです。１８年のデータを具体的に言うと、インターネットによる学習がトップですね。それで、２番目以降、正確に順序は覚えていませんが、自宅での学習とか、図書館、博物館などでの学習とか、要は１人でやれる学習の割合がすごく高まったのが２０１８年の傾向なのですね。それはコロナの前なので、インターネットといってもＺｏｏｍみたいな交流型の学習ではなくて、主に個人で学べる学習ですね。一方で、もう１つ高いのが、先ほど言われた職業に関する学習で

すね。これも結構高いです。だから、個人学習と職業学習が非常に今、日本人の学習で高いというような状況が出ているのですね。

一方で、今、課長が言われたように、公的な機関として何をやるかというのが、今、文科省の政策の柱にもなっている、人づくり、つながりづくり、地域づくりということで、ただ個人が学ぶだけではなくて、それがコミュニティの編成になったり、具体的には地域課題の解決につながったり、まさに先ほども報告があったＳＤＧｓを社会教育でやっていくというようなところは、それとつながってくる問題なのですね。

そういうわけで、全国の成人の人たちが学ぶ、そしてまた、世論調査の結果によると、学習した成果をどのように生かしているかという質問に対しては、自分の人生を豊かにしているというのが圧倒的に高いのですね。ですから、日本人の大人の学習全体を通してみれば、個人学習が多くて、しかも自分自身の人生に生かしているというのが非常に高いわけですね。それは民間とかなんか全部ひっくるめた学習なので、それに対して公共機関が何をやるかというところで、そういう個人の豊かさは当然大事なのですけども、つながりであったり、地域づくりであったりというところに生きる学習をどのように推進するかというのが、川崎市としてもとても大事なことになるというのがまず大枠であるわけですよね。ただ、川崎市がそうやって学習を推進するというのが必ずしもこの財団だけではなくて、今、お話にもあった市民館とか、行政直接の事業がありましたか、学習講座・・・。

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課でも。

【田中委員】

ありますね。だから、そういう行政本体でやっているのと、市民館でやっているのと、それから、こういう財団でやっているのと、どういうふうにうまく分担しながら、総合的にやっていくか。

また、一般行政を含めては、またいろいろな学習の場がありますので、まさに労働会館なんかでもやっていますから。ですから、そういう全体の中で生涯学習推進課の関わる部分はどこが何をやるのかということを、そんな中でも財団が何をやるかというところをきっちりと考えていかなければいけないということで、今、推進課のほうでも財団とやり取りしながら考えているというところだと思うのですけど。ですから、そういう中での財団の役割なので、簡単にはいかないと思うのですけれども、かなり努力はされているのだという感じはしています。

また、この財団の事業全体を見てみますと、例えば川崎市民アカデミー協同事業というのがありますけど、これなどは、川崎市民アカデミー自体はＮＰＯ法人になっていて、それと財団が連携するわけですね。ただ、アカデミーのＮＰＯ法人側に頑張ってもらわないと、ここのところは活性化しないという部分があったりするわけですね。

それから、寺子屋先生養成講座も財団をＰＲするというよりは、やっぱり市のほうで寺子屋先生をいかに活性化するかという努力の中で受講生が増えるというようなことがあるので、財団の自助努力がどこまで可能かというところが結構難しい部分があるので、この辺りをもう少し考えていくべきかなという気はしています。

もう１つ、部屋貸し的なところもありますね、施設使用料の。これは、やはり施設はあまり新

しくないので、借りる人にとってみればそんなに魅力的じゃないという部分があるのかもしれないですよね。ですから、それも施設そのものの補修であったり、デザインであったりという部分もあるので、財団だけが頑張っても難しい部分があるということなので、この辺り、行政本体と財団とが、あるいはＮＰＯ法人を含め、全体でどう連携していけるかというところが課題かなというふうには感じています。

【小田嶋教育長】
ありがとうございました。

【高橋委員】
ありがとうございました。すごくよく分かったのと、「あ、そうだな」というふうに思って聞きました。
１つ、川崎市で進めているコミュニティ施策のまちづくりのところに、生涯学習はそこまで出てきていないかなという、私的にイメージがあるので、学びの場が人、つながりをつくって、まちをつくっていくというところをもっと入れていってもらえると良いなと思いました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】
ありがとうございました。
ほかにはよろしいでしょうか。
それでは、議案第４２号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】
＜了承＞

【小田嶋教育長】
それでは、議案第４２号は原案のとおり可決といたします。

議案第４３号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】
次に、「議案第４３号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】
それでは、議案第４３号、こちらについて御説明を申し上げます。「議案第４３号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づく意見聴取について」、こちらでございます。
初めに、議案の表紙を１枚おめくりください。こちらは、「令和４年第２回市議会定例会提出議

案に係る教育委員会の意見聴取について」の回答案でございます。今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものは、令和４年１月２５日に開催した教育委員会定例会において御審議いただきました「(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「(仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、「(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」と併せまして、後ほど御説明いたします、「令和４年度川崎市一般会計予算」、「令和３年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、「議案第４３号　資料」を１枚おめくりいただきまして、資料１をごらんください。下段の参考にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

次に、資料１枚おめくりいただきまして、資料２をごらんください。こちらは、令和４年第２回市議会定例会に提出を予定している議案のうち、教育に関する事務に係る案件である予算の議案書案をまとめたものでございまして、今月１４日から始まります市議会定例会で審議が行われるものでございます。初めに、「１　一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算は同額で、「８，７８５億円余」となっており、８年連続で過去最大の規模となっております。歳入の主なものといたしましては、市税が「３，６７０億円余」、減債基金からの新規借入金が「２３９億円」となっております。歳出のうち、教育費予算は、「１，１１７億円余」となっております。次に、「２教育費予算」でございますが、事業費総額は先ほど申し上げましたとおり、「１，１１７億円余」で、前年度予算から「２４億円余」の減となっております。これは、児童生徒の増加に伴う校舎の増築による増などがあるものの、義務教育施設の再生整備等の令和３年度予算への前倒しによる減などによるものでございます。次に、歳入の一覧をごらんください。教育委員会事務局の歳入予算の合計は、「２８６億円余」となっておりまして、各款の内訳は表のとおりとなっております。資料１枚おめくりいただきまして、歳出の各項の内訳は表のとおりとなっております。

続きまして、別冊でお配りしております、「令和４年度川崎市予算案について」の７２ページをごらんください。こちらの資料は、本市の予算を分かりやすくまとめた資料でございまして、お開きいただきましたページでは、教育委員会の予算の主な事業を記載しているものでございます。まず、「『生きる力』を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進」におきましては、「キャリア在り方生き方教育の推進」では、小学校から高等学校までの計画的・系統的な実施に向けた取組を推進いたします。次に、「確かな学力と豊かな心の育成に向けた取組」では、ＡＬＴ（外国語指導助手）を配置するほか、学校司書の配置を５６校から７０校に拡大します。また、新たな事業として、学習履歴（スタディ・ログ）などの教育データを活用する環境の整備や、市学習状況調査の対象学年について、現在実施しております小学校５年生と中学校２年生から、小学校４年生から中学校３年生までの実施の拡充に向け、小学校２校及び中学校１校でモデル実施をしてまいります。次に、「健康給食の推進」では、野菜を豊富に取り入れ、食材や味つけにこだわった川崎らしい特色ある健康給食を実施いたします。次に、「一人ひとりの教育的ニーズへの対応」におきまして、「特別支援教育の充実」では、まず、小・中学校等に一人ひとりの医療的ケアのニーズに応じて看護師の学校訪問を実施いたします。次に、中央支援学校高等部分教室及び大戸分教室の狭あい化等に対応するための整備に取り組みます。また、特別支援学級に外部人材を活用した介助・支援を１０校から１５校に拡大し、実施いたします。また、新たな事業といたしまして、通級指導教室の支援充実に向けて、エリア拠点校の設置と巡回方式の指導の実施や、

就労支援員を２名から３名に増員し、支援対象を高等学校定時制まで拡大いたします。次に、「児童生徒への支援と相談の場の充実」では、中学校支援教育コーディネーターの体制を４１校から全５２校に整備し、不登校対策等の充実を図ります。また、スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーをそれぞれ増員し、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育の支援の充実を図り、オンライン学習サービスでは、市立学校全校に展開し、不登校児童生徒の学習を支援します。次に、「日本語指導等の充実」では、日本語指導や通訳・翻訳の取組の実施により、海外帰国・外国人児童生徒のニーズに応じた支援を推進してまいります。次に、「市民の文化芸術活動の振興」では、国史跡橘樹官衙遺跡群について、史跡指定地の公有地化、調査研究及び史跡整備を推進いたします。また、新たな事業といたしまして、文化財の保存・活用に関する総合的な計画となる文化財保存活用地域計画の策定や、青少年科学館の今後の事業方針を定めるため、運営基本計画の策定に取り組みます。７３ページをごらんください。「安全で快適な教育環境の整備」につきましては、「学校安全対策の推進と教育環境の整備」では、学校トイレの改修などの環境整備を実施し、全市立学校のトイレ快適化が完了する予定でございます。次に、「学校施設長期保全計画の推進」では、改修による再生整備を実施してまいります。次に、「児童生徒の増加や義務標準法の改正に対応した教育環境の整備」では、南百合丘小学校の校舎増築設計及び工事の実施や新川崎地区の小学校新設に向けた実施設計を実施してまいります。次に、「自ら学び、活動するための支援」につきましては、生涯学習環境の整備では、Ｋａｗａｓａｋｉ教室シェアリングや、みんなの校庭プロジェクトの取組を推進するとともに、川崎区の市民館整備に向けての実施設計等や宮前市民館・図書館の移転・整備に向けて取組を進めてまいります。次に、「図書館の運営」では、図書館全体で資料の収集・保存や有効活用に向けた取組を推進いたします。次に、「学校の教育力の向上」につきまして、地域等による学校運営への参加促進では、コミュニティスクールを２８校から５６校に拡大してまいります。次に、「学校運営体制の再構築等」では、教職員の働き方・仕事の進め方改革として、教職員の負担軽減を図るため、部活動指導員の複数配置として、中学校３校で２名配置を実施してまいります。次に、「家庭・地域の教育力の向上」につきまして、地域の寺子屋事業の推進では、地域の寺子屋を随時開講いたします。また、「地域における教育活動の推進」では、川崎市子ども会議等の充実により、子どもの育ちと意見表明を促進してまいります。

このほか、別冊でお配りしております、「令和４年度川崎市一般会計予算」及び「令和４年度各会計歳入歳出予算説明資料」は、議案書とその説明資料として議会に提出している資料でございますので、後ほど参照いただければと存じます。

「令和４年度川崎市一般会計予算」の説明は以上でございます。

次に、先ほどの資料にお戻りいただきまして、資料の５ページ、資料３をごらんください。「令和３年度川崎市一般会計補正予算について」でございますが、教育費予算の補正額については、「１０８億２，９２０万３，０００円」を増額するものでございます。補正の内容といたしましては、「１　歳入歳出予算補正」でございますが、まず、特別職給与費及び職員給与費で「４億５，００６万４，０００円」の減額補正を行うもので、人事委員会勧告等に基づき職員手当を減額したため、不用額を減額するものでございます。次に、学校保健・安全管理経費で「８，１２８万３，０００円」の増額補正を行うもので、市立学校の感染症対策に必要な衛生用品等の所要額を増額するものでございます。次に、義務教育施設整備事業費で「１１１億９，７９８万４，０００円」の増額補正を行うもので、国の補正予算等を活用して、事業の前倒しを行うものでござい

ます。次に、「２　繰越明許費等補正」でございますが、総合教育センター等施設設備改修事業、ほか６事業につきまして、事業の執行が令和４年度となりますこと等から、合計で「１３３億７，４９６万１，０００円」を繰り越すものでございます。次に、６ページをごらんください。「３　地方債（教育債）補正」でございますが、義務教育施設整備事業で「９４億８，３００万円」の限度額を増額補正するものでございます。

なお、７ページ以降は、議会に提出している補正予算の議案書の抜粋でございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

「令和３年度川崎市一般会計補正予算」の説明は以上でございます。

以上の予算、補正予算につきましては、教育委員会事務局といたしましては、異議はないものと考えております。

それでは、議案にお戻りください。今回提出予定の議案については、ただいま御説明いたしましたとおりでございまして、議案の各号いずれにおきましても、意見はないものとしているものでございます。

議案第４３号の説明は、以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

高橋委員。

【高橋委員】

２つ教えてください。資料２の３ページに寄附金とあって、学校ふるさと応援寄附金などとありますが、これはまだもらう予定ですか。

【桑原庶務課係長】

もらう予定です。

【高橋委員】

一応、どのくらいの予定をしているのかというのを教えてください。

というのともう１つ、資料３の補正予算のところで、橘樹官衙遺跡の６ページ、保存整備事業のところで、ここは多分、費用が多くかかったということが、繰越明許費等補正というところで感染症の影響により補償に係る調整に不測の日数を要したということで書いてあるのですけど、ここの部分がどうして増額になったのかを教えてください。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【桑原庶務課係長】

お答えさせていただきます。

まず、資料２の３ページの寄附金の御質問でございますが、こちらの金額が５，８００万円余

でございますが、これは令和４年度にこの金額だけ教育の予算として寄附金が集まるだろうと計上してございますので、一応、期間としては令和３年度中に入ってくる寄附金の実績等を見込んで計上したものです。

２点目が、６ページの橘樹官衙遺跡のほうでございますが、先ほど御説明したところでございますが、こちらの表につきましては繰越明許費でございまして、増額の予算をつけるよりかは、令和３年度にあった予算を翌年度に繰越し、持っていくような表でございます。内容といたしましては、土地の取得にかかりまして、相手方の相続とか、地権者との調整に時間を要しまして、金額を増額するというよりかは、もともと計上して出た令和３年度の予算を、年度をまたいで来年度に執行するために繰越明許費という形で、お金を翌年に移動するというような、そういったような位置づけでございます。

【高橋委員】

執行する時期をずらすということですよね。すみません、繰越明許費は何度も教えていただいていたのを失念していました。

あと、学校ふるさと応援寄附金のほうは、金額を大分多めに上げているなと思っていたので、例えば今年度に金額が増えたとか、そういうことがあったのだったら最後に教えてください。

【桑原庶務課係長】

こちらも寄附金ですけれども、学校ふるさと応援寄附金などとございまして、純粋に学校を指定していただく学校の寄附金について､およそ１,０００万円分を計上しているのですけれども、残りの４，０００万円強につきましては、分かりやすく申し上げれば、通常の川崎市のホームページでふるさと納税を受け付けていまして、使い道の選択として、例えばビールとか肉とかフロンターレとか、どこか市長へ任せてみるとか、いろいろなメニューがあるのですけれども、そこで教育を選んだ方の金額がおよそ４，０００万ということです。いわゆる学校を指定する学校ふるさと応援寄附金ですと、予算計上では１，０００万円といったところでございます。

【高橋委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

田中委員。

【田中委員】

どうもありがとうございました。

この前の議題で出た、教育プランの項目と先ほど御説明されたＳＤＧｓによるまちづくりというタイトルが書いてある厚い冊子の７２ページ、７３ページの項目との関係が気になっているのですけど、教育プランの８本の基本政策の柱のうち、１番と２番が統合された形で予算の議案書案の７２ページでは、１番目の項目に入っていたのですね、内容的には。そうすると、ほぼ教育プランの政策の８本柱と、予算のほうの７本の柱は対応すると思うのですが、タイトルが微妙に

少しずつ違うというのは気になっていて、これは単に教育プラン上の表現と予算確保上の表現は性格が違うから、それぞれに合った表現でやっているということなのか。あるいは、教育プランの８本と予算のほうの７本がほぼ対応しているとはいっても、ちょっとずつずれたりしているので、ぴったり同じ表現だと誤解が生まれてしまうから少しずらしているのか。そういうことなのか、何か原因がおありなのか教えていただきたいということです。

【桑原庶務課係長】
お答えいたします。川崎市予算案についての項目は、何が基にというところですけども、予算については、川崎市の総合計画に基づいています。
教育プランの表現は教育委員会で定めて、実施計画といったところで進めていますけれども、ここに掲載されている文字上の区分けや表現につきましては、川崎市全体の総合計画の表現になっています。
ただ、委員のおっしゃるとおり、予算の議案書案に書いてあることは教育プランに全て反映されているのかという御質問については、それは当然反映されていますが、区分けにつきましては、教育プランではなくて、あくまでも総合計画に基づいた区分けでの数字の計上や表現になっているといったところでございます。

【田中委員】
ありがとうございます。

【小田嶋教育長】
よろしいでしょうか。

【田中委員】
はい。

【小田嶋教育長】
ほかにはよろしいですか。
それでは、議案第４３号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】
＜了承＞

【小田嶋教育長】
それでは、議案第４３号は原案のとおり可決といたします。

１２　閉会宣言

【小田嶋教育長】
本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

（１７時３９分　閉会）